

2026年3月期定時株主総会

日時

2026年6月25日（木）午前10時

受付開始予定時刻 午前9時

場所

東京都新宿区西新宿6-6-2

ヒルトン東京 4階「菊の間」

決議事項

議案 取締役11名選任の件

オリンパス株式会社

証券コード:7733

OUR PURPOSE 私たちの存在意義

Making people's lives healthier, safer and more fulfilling
世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現

OUR CORE VALUES

 PATIENT FOCUS 患者さん第一 私たちは、 いかなる時も患者さんを 最優先に考えて行動します	 INTEGRITY 誠実 私たちは、 正しい行動を取ります	 INNOVATION イノベーション 私たちは、 物事をより良くするために、 新しい方法を追求します	 IMPACT 実行実現 私たちは、 結果に対する責任を持ち、 やり遂げます	 EMPATHY 共感 私たちは、 お互いを思いやり、 協力し合います
--	---	---	---	---

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは、「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」を経営理念に掲げ、医療従事者の皆さまとともに、病気の早期発見・診断・低侵襲治療に役立つ最適なソリューションおよびサービスの提供を通じ、医療水準の向上に注力しています。

2025年11月には、「イノベーションによる成長」「シンプル化」「責任ある行動」の3つを戦略基盤とする新たな経営戦略を公表しました。当社グループは、本経営戦略に基づき、内視鏡技術を活用した医療の未来の実現に向けてイノベーションを加速させるとともに、新たなオペレーティングモデルを通じて、効果的かつ効率的な組織変革を推進してまいります。

外部環境の急激な変化が続く中ではありますが、新たな執行役を迎えた経営体制のもとで経営戦略を着実に実行に移すとともに、患者さんの安全を最優先に、引き続き全社を挙げて包括的な品質変革に取り組み、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

取締役 代表執行役社長兼CEO ボブ・ホワイト



目次

2026年3月期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	9
ご参考 (取締役選任議案が可決された場合の体制等)	23
事業報告	27
連結計算書類	65
計算書類	101
監査報告書	115
ご参考 (オリンパスミュージアムへ行ってみよう！等)	119



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7733/>



株主各位

証券コード 7733
2026年6月3日
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)
東京都八王子市石川町2951番地
オリンパス株式会社
取締役 取締役 代表執行役 ボブ・ホワイト

2026年3月期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社2026年3月期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会におきましては、当日会場にお越しいただくことなく、インターネットによる出席（以下、「バーチャル出席」）の方法により、ご質問および議決権行使を行っていただくことができます（詳細は、5～8頁の「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。）。
また、当社指定のウェブサイトにおいて、株主さまからの事前のご質問も受け付けています（詳細は、8頁の「事前質問受付のご案内」をご参照ください。）。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら、3～4頁の「議決権行使のご案内」をご参照いただき、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 日 時	2026年6月25日（木）午前10時（受付開始予定時刻 午前9時）
② 場 所	東京都新宿区西新宿6丁目6番2号 ヒルトン東京 4階 「菊の間」
③ 目的事項	報告事項 1. 2026年3月期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 2026年3月期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 議案 取締役11名選任の件

以 上

電子提供措置について

●本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載していますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、以下の各ウェブサイトにも、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載します。

当社ウェブサイト <https://www.olympus.co.jp/ir/stock/meeting.html>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス） <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
※「銘柄名（会社名）」に「オリンパス」または「コード」に「7733」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7733/tei/ji/>



交付書面の一部記載省略について

●電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面への記載を、法令および定款に基づき省略しています。なお、これらの事項は上記の各ウェブサイトに掲載しています。また、監査委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しています。

【事業報告】

1. 当社グループの現況に関する事項
「2.財産および損益の状況の推移」、「5.主要な借入先の状況」、「8.従業員の状況」、「9.その他当社グループの現況に関する重要な事項」
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社の新株予約権等に関する事項
4. 会社役員に関する事項
「2.責任限定契約の内容の概要」、「3.補償契約の内容の概要」、「4.役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「6.社外役員に関する事項」
5. 会計監査人に関する事項
6. 会社の体制および方針
「1.業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、「2.会社の支配に関する基本方針」、「3.剰余金の配当等の決定に関する方針」

【連結計算書類および計算書類】

「連結持分変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

事前に議決権を行使される場合

書面（郵送）で議決権を行使される場合

行使期限 2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネットで議決権を行使される場合

行使期限 2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分まで



当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に沿って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください

事前の議決権行使のお取り扱いについて

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。
- 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- バーチャル出席された場合における事前の議決権行使のお取り扱いについては、7頁の「2. 事前および当日の議決権行使のお取り扱い」をご参照ください。

株主総会に出席し議決権を行使される場合

会場から出席される場合

日時 2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始予定時刻：午前9時）



本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

バーチャル出席される場合

日時 2026年6月25日（木曜日）
午前10時



当社指定のウェブサイトへアクセスのうえ、バーチャル株主総会システムにログインください。

詳細は5～8頁をご参照ください

株主総会へのご出席について

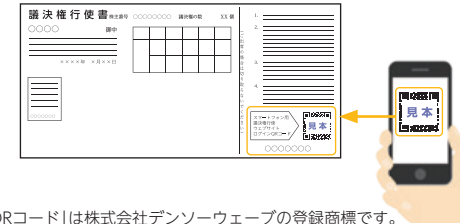
- 総会当日、会場内の座席数の都合上、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- 総会当日、電子提供措置事項を印刷した書面の交付は行いません。必要な株主さまは、2頁に記載の各ウェブサイトより電子提供措置事項を印刷いただき、ご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

インターネットによる議決権行使のご案内

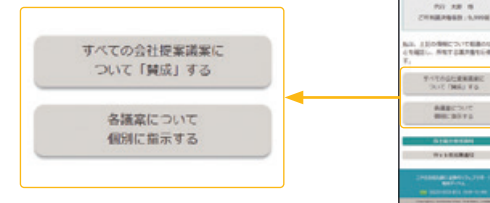
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

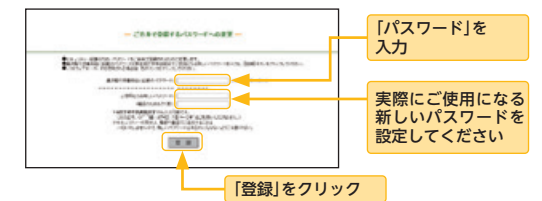
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。



三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル ☎0120-652-031（午前9時～午後9時受付）
議決権行使に関する事項以外のご照会 ☎0120-782-031（平日午前9時～午後5時受付）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

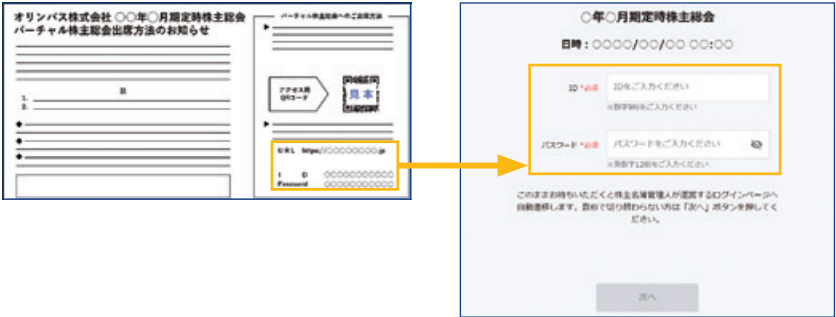
バーチャル出席のご案内

本株主総会におきましては、当日会場にお越しいただくことなく、当社指定のウェブサイトよりライブ配信をご視聴いただきながら、ご質問および議決権の行使を行っていただく「バーチャル出席」が可能です。バーチャル出席は、実際に会場にお越しいただいた場合と同様、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。なお、動議のお取り扱いをはじめ、システム等の都合上、会場出席の株主さまと完全に同じお取り扱いをさせていただくことは難しい点、ご了承ください。


配信日時	2026年6月25日（木曜日）午前10時より		
ウェブサイト	https://7733.ksoukai.jp ※事前にアクセスいただき、視聴確認用のテストページが問題なく表示されるか、ご確認をお願いします。		

出席の方法

①上記ウェブサイトアクセスし、本招集ご通知に同封の「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」記載のIDおよびパスワードをご入力の上、「次へ」ボタンをクリックします。（バーチャル株主総会システムにログインします。）



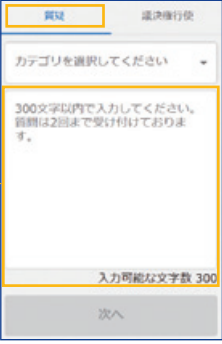
②「出席」ボタンをクリックします。
※「出席」ボタンは当日午前9時頃からクリック可能になります。



質問の方法

本株主総会開会後から質疑応答の開始5分後までに、以下の手順でご質問いただくことができます。なお、ご質問の範囲は、本株主総会における目的事項に関連する事項に限らせていただきます。また、お一人さま2問まで（1問につき最大300文字まで）とさせていただきます。

- ①ライブ配信画面の「質疑」のタブをクリックします。
- ②質問カテゴリを選択のうえ、ご質問をご入力し、「次へ」ボタンをクリックします。
- ③内容をご確認のうえ、「送信する」ボタンをクリックします。




議決権行使の方法

本株主総会開会後から決議事項の採決時まで、以下の手順で議決権を行使いただくことができます。

- ①ライブ配信画面の「議決権行使」のタブをクリックします。
- ②議案の全てに賛成される場合
「すべての議案に賛成」を選択し、下部の「行使する」ボタンをクリックします。

議案について個別に賛否等の意思表示をされる場合
すべての決議事項に対して「賛成」、「反対」または「棄権」を選択し、下部の「行使する」ボタンをクリックします。

※「行使する」ボタンのクリックは1回までです。



【バーチャル株主総会に関するお問い合わせ先】
 バーチャル株主総会に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせに対応しておりますので、「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」をお手元にご準備のうえ、以下にお問い合わせください。
 なお、バーチャル出席用のID・パスワード、インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能、株主総会当日において株主さま側の環境等が原因と思われるトラブルについては、ご回答しかねますので、あらかじめご了承ください。

<バーチャル株主総会一般に関するお問合せ>
 三井住友信託銀行
 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
 電話番号：0120-782-041
 受付：午前9時～午後5時（土日祝日を除く。）

<システムに関する技術的なお問合せ>
 株式会社ブイキューブ
 電話番号：03-6833-6227
 受付：2026年6月24日（水曜日）午前9時～午後9時
 6月25日（木曜日）午前9時～本株主総会終了時まで

バーチャル出席における注意事項（必ずご確認ください）

1. ご質問のお取り扱い

- 質疑応答の時間に限りがありますので、本株主総会開催中にすべてのご質問に対しご回答しかねる場合がございます点、あらかじめご了承ください。
- 同じ質問を多数回連続して送信したり、個人的な攻撃等の不適切な内容を含む質問を繰り返し送信したりするなど、議事の進行やバーチャル株主総会システムの安定的な運営に支障があると判断した場合には、議長または議長の指揮命令に従い、バーチャル株主総会システムを管理する事務局の判断により、当社から当該バーチャル出席の株主さまとの通信を強制的に途絶させていただきます場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2. 事前および当日の議決権行使のお取り扱い

- 書面またはインターネットにより事前に議決権を行使された株主さまがバーチャル出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、当日の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。
- 事前に議決権行使のうえ、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。
- 事前に議決権を行使せず、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認できない場合には、賛成、反対および棄権のいずれにも加算しないものとしてお取り扱いします。
- 会場出席に加えてバーチャル出席をされた場合には、バーチャル株主総会システムからの議決権行使が確認された時点で、バーチャル株主総会システムからの議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。

3. 動議のお取り扱い

- バーチャル出席の株主さまからの動議は、システム等の都合上、取り上げることが困難な場合があるため、株主総会の手続きに関するものおよび議案に関するものを含めてすべて、提出は受け付けないこととさせていただきます。また、動議の採決につきましても、バーチャル出席の株主さまは、棄権または欠席として取り扱うこととなりますので、あらかじめご了承ください。

4. 通信環境および通信障害等

- バーチャル出席いただくには、株主の皆さまにおいて、通信環境等を整えていただく必要がございます。株主さまがご利用のパソコン・スマートフォン等、インターネット環境の不具合や通信環境等を原因として、バーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

	PC		モバイル端末	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS ^{*1}	Windows 11	macOS 最新版	Android 12以上	iPhone : iOS最新版 iPad : iPadOS最新版
ブラウザ ^{*2*3}	Microsoft Edge Mozilla Firefox Google Chrome	Safari	Google Chrome	Safari
通信速度	推奨5Mbps			
動作環境	https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm01		https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm02	

*1 Windows 11については、デスクトップモードで動作確認しています。デスクトップモードでご利用ください。

*2 ブラウザのJavaScriptおよびCookie機能は有効にしてください。各ブラウザは、最新のアップデートが適用されていることを前提としています。

*3 Microsoft Edgeにおいて、Internet Explorer モードでのご利用はできません。

- バーチャル出席に必要な通信機器類および通信料等一切の費用につきましては、株主さまのご負担とさせていただきます点、ご了承ください。
- 当社は、バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信環境等の影響により、ライブ配信の画像や音声の乱れ、一時断絶などの通信障害その他のトラブルが発生する場合、株主さまがバーチャル出席できない場合または議決権等を行使できない場合がございますのであらかじめご了承ください。当社として、このような通信障害等によってバーチャル出席の株主さまが被った不利益に関しては一切の責任を負いかねます。

5. 注意事項

- バーチャル出席に対応している言語は、日本語のみです。
- バーチャル出席によるご出席は、株主さま本人に限定しています。（代理人による出席を希望される株主さまは、法令および定款等の定めに従い、当日会場出席される株主さま1名に委任いただきますようお願いいたします。）
- バーチャル出席用のIDおよびパスワードを第三者に共有すること、本株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
- バーチャル出席の株主さまが、音声等を通じて得た他の株主さまの個人情報やその他プライバシーに関わる事項を第三者に開示・提供することは固く禁じさせていただきます。
- 当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更または中止とさせていただきます場合がございます。
- システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、バーチャル株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.olympus.co.jp/ir/stock/meeting.html>) においてお知らせします。

事前質問受付のご案内

当社指定のウェブサイトにおいて、株主さまから事前にご質問をお受けします。

受付期間 2026年6月4日（木曜日）午前9時～6月18日（木曜日）午後5時30分まで

ウェブサイト <https://7733.ksoukai.jp>



事前質問の方法

- ① 上記ウェブサイトアクセスし、5頁の「バーチャル出席のご案内」に記載の「出席の方法」①の手順に沿って、バーチャル株主総会システムにログインします。
- ② 「事前質問を行う」ボタンをクリックします。
- ③ 質問カテゴリを選択のうえ、ご質問をご入力し、「次へ」ボタンをクリックします。
※ご質問の範囲は、本株主総会における目的事項に関連する事項に限らせていただきます。
※お一人さま2問まで（1問につき最大300文字まで）とさせていただきます。
- ④ 内容をご確認のうえ、「申し込む」ボタンをクリックします。



- 株主の皆さまのご関心が高い事項につきましては、株主総会当日に回答させていただく予定ですが、質疑応答の時間に限りがありますので、すべてのご質問に対しご回答しかねる場合がございます点、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、モニタリング・ボードとしての多様な視点および専門性を確保するため、取締役11名の選任をお願いいたしますと存じます。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	性別	外国籍
1	岩崎 真人 <small>いわ さき まさと</small>	社外取締役 取締役会議長 <small>再任 社外 独立</small> 指名委員	男	
2	デイビッド・ロバート・ヘイル <small>デイビッド・ロバート・ヘイル</small>	社外取締役 <small>再任 社外 独立</small> 報酬委員	男	●
3	ジミー・シー・ビーズリー <small>ジミー・シー・ビーズリー</small>	社外取締役 <small>再任 社外 独立</small> 報酬委員	男	●
4	市川 佐知子 <small>いちかわ さちこ</small>	社外取締役 <small>再任 社外 独立</small> 監査委員	女	
5	観 恒平 <small>かん こうへい</small>	社外取締役 <small>再任 社外 独立</small> 監査委員	男	
6	ゲイリー・ジョン・ブルーデン <small>ゲイリー・ジョン・ブルーデン</small>	社外取締役 <small>再任 社外 独立</small> 指名委員	男	●
7	ルアン・マリー・ペンディ <small>ルアン・マリー・ペンディ</small>	社外取締役 <small>再任 社外 独立</small> 指名委員	女	●
8	石野 博 <small>いしの ひろし</small>	社外取締役 <small>再任 社外 独立</small> 報酬委員	男	
9	ジャン=リュック・ブテル <small>ジャン=リュック・ブテル</small>	— <small>新任 社外 独立</small>	男	●
10	コスタ・サルウコス <small>コスタ・サルウコス</small>	— <small>新任 社外 独立</small>	男	●
11	ボブ・ホワイト <small>ボブ・ホワイト</small>	取締役 代表執行役 社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO) <small>再任</small>	男	●

取締役候補者の主なスキル							就任予定			
企業経営	国際 ビジネス	ヘルスケア 業界	M&A	財務・会計	法務・ リスク管理	サステナビリティ・ ガバナンス (ESG)	取締役会 議長	指名 委員	報酬 委員	監査 委員
●	●	●	●		●	●	●	● (委員長)		
●	●	●	●	●		●			●	
●	●	●	●						● (委員長)	
				●	●	●				●
	●			●	●	●				● (委員長)
●	●	●	●	●	●			●		
●	●	●			●				●	
●	●	●	●	●	●					●
●	●	●	●	●	●					●

(注) 1. 上記のスキルについては、候補者の有する全てのスキルを表すものではありません。
2. 取締役会議長ならびに各委員会の委員および委員長への就任は、本総会終結後に開催される取締役会において決定される予定です。

候補者番号

1

いわさき まさと
岩崎 真人

再任

独立

社外

■ 生年月日	1958年11月6日生
■ 現在の当社における地位および担当	社外取締役、取締役会議長、指名委員会委員長
■ 所有する当社株式の数 (うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)	7,830株 (7,830株)
■ 社外取締役在任年数	2年
■ 当期における出席状況	取締役会12/12回 (100%) 指名委員会12/12回 (100%)



略歴

- 1985年 4月 武田薬品工業株式会社 入社
- 2008年 4月 同社 製品戦略部長 シニアバイスプレジデント
- 2010年 6月 同社 コーポレートオフィサー
- 2012年 1月 武田ファーマシューティカルズ・インターナショナルInc. チーフメディカル&サイエンティフィック・オフィサー・オフィス長
- 2012年 4月 武田薬品工業株式会社 医薬営業本部長
- 2012年 6月 同社 取締役
- 2015年 4月 同社 ジャパンファーマビジネスユニットプレジデント
- 2021年 4月 同社 日本管掌
- 2021年 6月 同社 代表取締役
- 2022年 6月 JSR株式会社 社外取締役
- 2023年 6月 公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会保障委員会 委員長 (2026年5月31日退任予定)
株式会社Rock&Company 代表取締役兼チーフエグゼクティブオフィサー (現任)
- 2023年 7月 株式会社経営共創基盤 (現 株式会社IGPIグループ) シニア・エグゼクティブ・フェロー (現任)
- 2023年 9月 セルソース株式会社 創薬戦略顧問
- 2024年 6月 当社 社外取締役 (現任)
- 2024年12月 株式会社アイ・ブリッド・ソリューションズ 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会保障委員会 委員長 (2026年5月31日退任予定)、株式会社Rock&Company 代表取締役兼チーフエグゼクティブオフィサー、株式会社IGPIグループ シニア・エグゼクティブ・フェロー、株式会社アイ・ブリッド・ソリューションズ 社外取締役

選任の理由および期待される役割の概要

岩崎真人氏は、ヘルスケア業界におけるグローバル企業での経営者としての豊富な経験と他企業における社外取締役の経験を通じて培われたグローバルかつ広範な知見に基づき、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対する助言・監督を行っています。また、取締役会の議長として取締役会をリードするとともに、指名委員会の委員長として、幅広い視点から取締役の選任に関する議案の内容の決定および執行役の人事に係る事項等の審議を主導してきました。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

2

デイビッド・ロバート・ヘイル

再任

独立

社外

■ 生年月日	1984年12月21日生
■ 現在の当社における地位および担当	社外取締役、報酬委員会委員
■ 所有する当社株式の数 (うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)	0株 (0株)
■ 社外取締役在任年数	7年
■ 当期における出席状況	取締役会12/12回 (100%) 報酬委員会9/9回 (100%)



略歴

- 2007年 9月 The Parthenon Group (現 EY-Parthenon) 入社
- 2009年 1月 Strategic Value Capital* アナリスト
* The Parthenon Groupの投資子会社
- 2009年 6月 The Parthenon Group シニアアソシエイト
- 2010年 5月 同社 プリンシパル
- 2011年 1月 ValueAct Capital Management L.P. 入社
- 2012年12月 同社 バイスプレジデント
- 2014年 5月 同社 パートナー
- 2015年 3月 MSCI Inc. ディレクター
- 2015年 8月 Bausch Health Companies Inc. ディレクター
- 2019年 6月 当社 社外取締役 (現任)
- 2021年 6月 JSR株式会社 社外取締役
- 2023年 8月 ValueAct Capital Management L.P. 共同チーフエグゼクティブオフィサー (現任)

重要な兼職の状況

ValueAct Capital ManagementL.P. 共同チーフエグゼクティブオフィサー

選任の理由および期待される役割の概要

デイビッド・ロバート・ヘイル氏は、投資会社における経営者としての豊富な経験と複数の他企業における社外取締役の経験を通じて培われたグローバル経営に関する多角的な知見に基づき、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対する助言・監督を行っています。また、報酬委員会の委員として、幅広い視点から取締役および執行役の報酬内容の決定を推進してきました。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

3

ジミー・シー・ビーズリー

再任

独立

社外

- 生年月日 1963年4月6日生
- 現在の当社における地位および担当 社外取締役、報酬委員会委員長
- 所有する当社株式の数 12,860株
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) (7,213株)
- 社外取締役在任年数 7年
- 当期における出席状況 取締役会11/12回 (91.7%)
報酬委員会9/9回 (100%)



略歴

- 1986年 3月 Roche Laboratories (Division of Hoffman LaRoche) 地区マネージャー
- 1989年 6月 C. R. Bard Inc. バイスプレジデント 営業マーケティング担当
- 2003年 6月 同社 Bard Access Systems部門プレジデント
- 2007年 4月 同社 Bard Peripheral Vascular部門プレジデント
- 2009年 5月 同社 グループ・バイスプレジデント
- 2013年 6月 同社 グループ・プレジデント
- 2018年 5月 ValueAct Capital Management L.P. (以下、「VAC社」) へのコンサルタント兼エグゼクティブアドバイザー
※エグゼクティブアドバイザーの役割は、VAC社のコンサルティングであり、同社の従業員ではありません。本コンサルティング契約は、2019年3月に終了しています。
- 2019年 6月 当社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由および期待される役割の概要

ジミー・シー・ビーズリー氏は、ヘルスケア業界における世界的なリーディング企業での経営陣としての豊富な経験を通じて培われたグローバルでの医療事業における専門的知見に基づき、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対する助言・監督を行っています。また、報酬委員会の委員長として、幅広い視点から取締役および執行役の報酬内容の審議を主導してきました。さらに、イノベーション&セーフティ (I&S) 委員会の委員として、患者さんの安全管理、品質および製品規制遵守ならびに研究開発プロセスについて助言・監督を行いました。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

4

いちかわ さちこ
市川 佐知子

再任

独立

社外

- 生年月日 1967年1月17日生
- 現在の当社における地位および担当 社外取締役、監査委員会委員
- 所有する当社株式の数 14,935株
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) (14,935株)
- 社外取締役在任年数 5年
- 当期における出席状況 取締役会11/12回 (91.7%)
監査委員会10/10回 (100%)



略歴

- 1997年 4月 弁護士登録
田辺総合法律事務所 入所
- 2005年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 2009年 11月 公益社団法人会社役員育成機構 監事
- 2011年 1月 田辺総合法律事務所 パートナー (現任)
- 2015年 6月 アンリツ株式会社 社外取締役
公益社団法人会社役員育成機構 理事
- 2018年 4月 米国公認会計士登録
- 2018年 5月 株式会社良品計画 社外監査役
- 2020年 6月 公益社団法人会社役員育成機構 監事
- 2021年 6月 東京エレクトロン株式会社 社外取締役 (2026年6月23日退任予定)
当社 社外取締役 (現任)
- 2022年 6月 公益社団法人会社役員育成機構 理事 (現任)
- 2024年 6月 アズビル株式会社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

田辺総合法律事務所 パートナー、東京エレクトロン株式会社 社外取締役 (2026年6月23日退任予定)、公益社団法人会社役員育成機構 理事、アズビル株式会社 社外取締役

選任の理由および期待される役割の概要

市川佐知子氏は、弁護士 (日本および米国ニューヨーク州) および米国公認会計士としての豊富な経験と複数の他企業における社外取締役および社外監査役の経験を通じて培われたグローバルかつ高度な専門性に基づき、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対する助言・監督を行っています。また、監査委員会の委員として、幅広い視点から取締役および執行役の職務執行の監査を推進してきました。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役および監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

候補者番号

5

かん
観

こうへい
恒平

再任

独立

社外

- 生年月日 1960年3月7日生
- 現在の当社における地位および担当 社外取締役、監査委員会委員長
- 所有する当社株式の数 16,667株
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) (13,628株)
- 社外取締役在任年数 4年
- 当期における出席状況 取締役会12/12回 (100%)
監査委員会10/10回 (100%)



略歴

- 1986年 9月 公認会計士登録
- 1987年 4月 監査法人三田会計社 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
- 1998年 6月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 社員 (パートナー)
- 2013年 11月 デロイトトーマツグループおよび有限責任監査法人トーマツ ボードメンバー
- 2015年 11月 有限責任監査法人トーマツ 包括代表
- 2018年 6月 デロイトトーマツ合同会社 シニアアドバイザー
- 2018年 9月 デロイトアジアパシフィックリミテッド 監査保証業務リーダー
- 2020年 1月 同社 シニアアドバイザー
- 2020年 10月 観恒平公認会計士事務所 所長 (現任)
- 2020年 11月 国際会計士連盟 (IFAC) ボードメンバー (現任)
- 2022年 1月 日本公認会計士協会 シニアアドバイザー (現任)
- 2022年 6月 当社 社外取締役 (現任)
- 2026年 3月 協和キリン株式会社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

観恒平公認会計士事務所 所長、国際会計士連盟 (IFAC) ボードメンバー、日本公認会計士協会 シニアアドバイザー、協和キリン株式会社 社外取締役

選任の理由および期待される役割の概要

観恒平氏は、公認会計士としての豊富な経験と監査法人における海外勤務、海外の監査保証業務における責任者および包括代表の経験を通じて培われたグローバルかつ高度な専門性に基づき、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対する助言・監督を行っています。また、監査委員会の委員長として、幅広い視点から取締役および執行役の職務執行の監査を主導してきました。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役および監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

候補者番号

6

ゲイリー・ジョン・プルデン

再任

独立

社外

- 生年月日 1961年5月10日生
- 現在の当社における地位および担当 社外取締役、指名委員会委員
- 所有する当社株式の数 11,512株
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) (7,213株)
- 社外取締役在任年数 4年
- 当期における出席状況 取締役会12/12回 (100%)
指名委員会12/12回 (100%)



略歴

- 1985年 10月 Janssen Pharmaceutica 入社
- 1999年 6月 同社 GI Franchise マーケティングディレクター
- 2001年 5月 同社 Primary Care Franchise マーケティングバイスプレジデント
- 2002年 11月 同社 CNS Franchise マーケティングバイスプレジデント
- 2004年 2月 Janssen-Ortho Canada INC プレジデント兼チーフオペレーティングオフィサー
- 2006年 1月 Ethicon Products Inc. ワールドワイドプレジデント
- 2009年 4月 Ethicon Franchise Inc. カンパニーグループチェアマン
- 2012年 1月 Johnson & Johnson Global Surgery Group ワールドワイドチェアマン
- 2015年 6月 同社 Medical Devices エグゼクティブバイスプレジデント兼ワールドワイドチェアマン
- 2017年 12月 Motus GI Holdings Inc. 社外取締役
- 2018年 4月 Lantheus Holdings Inc. 社外取締役 (現任)
- 2019年 12月 GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー (現任)
- 2020年 3月 OSSIO, Inc. 社外取締役 (現任)
- 2022年 6月 当社 社外取締役 (現任)
- 2022年 7月 Avisi Technologies, Inc. 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

Lantheus Holdings Inc. 社外取締役、GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー、OSSIO, Inc. 社外取締役、Avisi Technologies, Inc. 社外取締役

選任の理由および期待される役割の概要

ゲイリー・ジョン・プルデン氏は、ヘルスケア業界における世界的なリーディング企業での経営者としての豊富な経験と複数の他企業における社外取締役の経験を通じて培われたグローバル経営に関する多角的な知見に基づき、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対する助言・監督を行っています。また、指名委員会の委員として、幅広い視点から取締役の選任に関する議案の内容の決定および執行役の人事に係る事項等の審議を推進してきました。さらに、イノベーション&セーフティ (I&S) 委員会の委員長として、患者さんの安全管理、品質および製品規制遵守ならびに研究開発プロセスについて助言・監督を行うとともに審議を主導しました。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

7

ルアン・マリー・ペンディ

再任

独立

社外

- 生年月日 1960年5月8日生
- 現在の当社における地位および担当 社外取締役、指名委員会委員
- 所有する当社株式の数 10,474株
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) (7,213株)
- 社外取締役在任年数 3年
- 当期における出席状況 取締役会12/12回 (100%)
指名委員会10/10回 (100%)
報酬委員会3/3回 (100%)



略歴

- 1987年12月 Abbott Laboratories 入社
- 1998年 2月 同社 Quality Control Production Laboratories ディレクター
- 2007年 2月 Hospira, Inc. グローバルクオリティ&レギュラトリーアフェアーズコーポレート・バイスプレジデント
- 2008年11月 Medtronic Inc. (現 Medtronic plc) コーポレートクオリティバイスプレジデント
- 2014年 6月 同社 グローバルクオリティシニアバイスプレジデント
- 2017年11月 同社 レギュラトリーアフェアーズ&グローバルクオリティシニアバイスプレジデント
- 2018年 1月 同社 シニアバイスプレジデント、チーフクオリティオフィサー&チーフレギュラトリーオフィサー
- 2023年 6月 当社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由および期待される役割の概要

ルアン・マリー・ペンディ氏は、ヘルスケア業界における世界的なリーディング企業や複数の他企業での品質保証および法規制(QA&RA)分野での豊富な経験と品質に関する委員会での経験を通じて培われたグローバルかつ高度な専門性に基づき、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対する助言・監督を行っています。また、指名委員会の委員として、幅広い視点から取締役の選任に関する議案の内容の決定および執行役の人事に係る事項等の審議を推進してきました。さらに、イノベーション&セーフティ(I&S)委員会の委員として、患者さんの安全管理、品質および製品規制遵守ならびに研究開発プロセスについて助言・監督を行いました。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

8

いしの ひろし
石野 博

再任

独立

社外

- 生年月日 1951年4月10日生
- 現在の当社における地位および担当 社外取締役、報酬委員会委員
- 所有する当社株式の数 4,729株
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) (4,729株)
- 社外取締役在任年数 1年
- 当期における出席状況 取締役会7/9回 (77.8%)
報酬委員会6/6回 (100%)



略歴

- 1975年 4月 三菱商事株式会社 入社
- 1995年12月 いすゞフィリピンズ* 取締役副社長
*三菱商事株式会社およびいすゞ自動車株式会社等との合弁会社
- 2003年 3月 関西ペイント株式会社 入社
- 2006年 6月 同社 取締役国際本部副本部長
- 2008年 6月 同社 常務取締役塗料事業部営業統括
- 2010年 4月 同社 専務取締役営業管掌
- 2011年 6月 同社 取締役専務執行役員営業国際調達管掌
- 2012年 6月 同社 代表取締役専務執行役員営業国際調達管掌
- 2013年 4月 同社 代表取締役社長
- 2019年 6月 同社 相談役
- 2020年 7月 日本板硝子株式会社 社外取締役 (2026年6月26日退任予定)
- 2023年 6月 関西ペイント株式会社 名誉顧問 (現任)
- 2025年 6月 株式会社LIXIL 社外取締役 (現任)
当社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

日本板硝子株式会社 社外取締役 (2026年6月26日退任予定)、関西ペイント株式会社 名誉顧問、株式会社LIXIL 社外取締役

選任の理由および期待される役割の概要

石野博氏は、大手商社における海外業務および大手メーカーの経営者としての豊富な経験と複数の他企業における社外取締役の経験を通じて培われたグローバルかつ広範な知見に基づき、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対する助言・監督を行っています。また、報酬委員会の委員として、幅広い視点から取締役および執行役の報酬内容の決定を推進してきました。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

9

ジャン=リュック・ブテル

新任

独立

社外



- 生年月日 1956年11月8日生
- 現在の当社における地位および担当 -
- 所有する当社株式の数 0株
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) (0株)
- 社外取締役在任年数 -年
- 当期における出席状況 取締役会一回 (-%)

略歴

- 1998年 1月 Becton, Dickinson and Company コーポレート・オフィサー グローバルコンシューマヘルスケア プレジデント
- 1999年11月 Johnson & Johnson Independence Technology プレジデント
- 2003年 8月 Medtronic Asia Pacific Headquarters プレジデント
- 2008年 5月 Medtronic Inc. (現 Medtronic plc) コーポレート・オフィサー エグゼクティブコミッティーメンバー エグゼクティブバイスプレジデント インターナショナルグループプレジデント
- 2012年 1月 Baxter International Inc. インターナショナル プレジデント
- 2015年 7月 K8 Global Pte. Ltd. グローバルヘルスケアアドバイザー兼プレジデント(現任)
- 2016年 6月 武田薬品工業株式会社 社外取締役 (2026年6月24日退任予定)
- 2017年 9月 Novo Holdings A/S 社外取締役
- 2021年 9月 Rani Therapeutics 社外取締役 (現任)
- 2022年 4月 ICON Group 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

K8 Global Pte. Ltd. グローバルヘルスケアアドバイザー兼プレジデント、武田薬品工業株式会社 社外取締役 (2026年6月24日退任予定)、Rani Therapeutics 社外取締役、ICON Group 社外取締役

選任の理由および期待される役割の概要

ジャン=リュック・ブテル氏は、ヘルスケア業界における複数のグローバル企業での経営陣としての豊富な経験と複数の他企業における社外取締役の経験を通じて培われたグローバルかつ広範な知見を有しています。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、新たに社外取締役候補者となりました。

候補者番号

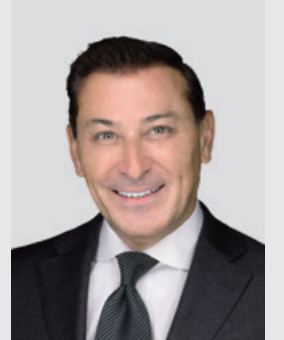
10

コスタ・サルウコス

新任

独立

社外



- 生年月日 1971年4月15日生
- 現在の当社における地位および担当 -
- 所有する当社株式の数 0株
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) (0株)
- 社外取締役在任年数 -年
- 当期における出席状況 取締役会一回 (-%)

略歴

- 2012年 7月 Merck & Co. 東欧・中東・アフリカ地域エグゼクティブファイナンスディレクター
- 2013年10月 Allergan Asia Limited グレーター・チャイナおよび日本 エグゼクティブファイナンスディレクター
- 2014年 9月 同社 アジア太平洋地域担当 ファイナンス兼事業開発バイスプレジデント
- 2015年 5月 武田薬品工業株式会社 ヨーロッパ・カナダビジネスユニットチーフファイナンシャルオフィサー
- 2018年 4月 同社 チーフファイナンシャルオフィサー
- 2019年 6月 同社 取締役
- 2025年 9月 田辺三菱製薬株式会社 (現 田辺ファーマ株式会社) 取締役会長 (現任)
- 2025年12月 CSL Limited 独立社外取締役 (現任)


重要な兼職の状況

田辺三菱製薬株式会社 (現 田辺ファーマ株式会社) 取締役会長、CSL Limited 独立社外取締役

選任の理由および期待される役割の概要

コスタ・サルウコス氏は、ヘルスケア業界における複数のグローバル企業での財務責任者および豪州公認会計士としての豊富な経験と他企業における取締役の経験を通じて培われたグローバルかつ高度な専門性および広範な知見を有しています。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、新たに社外取締役候補者となりました。

(注) コスタ・サルウコス氏の正式な氏名は、コンスタンティン・サルウコスです。

候補者番号 11	ボブ・ホワイト	再任	
■ 生年月日	1962年10月10日生		
■ 現在の当社における地位および担当	取締役 代表執行役社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)		
■ 所有する当社株式の数 (うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)	193,305株 (193,305株)		
■ 取締役在任年数	1年		
■ 当期における出席状況	取締役会9/9回 (100%)		

略歴

1986年 6月	International Business Machines Corporation 入社
2000年 1月	Chemdex Corporation セールス&サプライヤー・ソリューション バイス・プレジデント
2001年 5月	Accelrys Inc. セールス&マーケティング シニア・バイス・プレジデント
2003年 4月	SourceOne Healthcare Technologies Inc. エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼チーフ・オペレーティング・オフィサー
2006年 1月	Merge Healthcare Inc. マージE-Med プレジデント
2007年 2月	GE Healthcare Technologies Inc. 画像診断部門バイス・プレジデント
2010年 5月	Covidien plc (現 Medtronic plc) ペイシエント・モニタリング ジェネラル・マネージャー
2011年 8月	同社 呼吸器&モニタリング・ソリューション グローバル プレジデント
2014年 6月	同社 新興国マーケット プレジデント
2015年 1月	Medtronic plc シニア・バイス・プレジデント兼APAC地域プレジデント
2018年 1月	同社 エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼低侵襲治療グループ プレジデント
2020年 5月	Smith & Nephew plc 社外取締役
2020年11月	Medtronic plc エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼メディカル・サージカル・ポートフォリオ プレジデント
2024年10月	Cadence, Inc. 社外取締役
2025年 5月	Koninklijke Philips N.V. ボードメンバー (スーパーバイザリーボード) (現任)
2025年 6月	当社 代表執行役社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO) (現任) 当社 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

Koninklijke Philips N.V. ボードメンバー (スーパーバイザリーボード)

選任の理由

ボブ・ホワイト氏は、ヘルスケア業界における世界的なリーディング企業での経営者としての豊富な経験と複数の他企業における社外取締役の経験を通じて培われたグローバル経営に関する多角的な知見を有しています。また、日本を含むグローバルでの企業変革を推進した実績に基づき、取締役会の意思決定機能の強化を推進しています。さらに、代表執行役として業務執行の状況を定期的に取締役会へ報告し説明責任を果たしてきました。以上のことから、同氏は当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

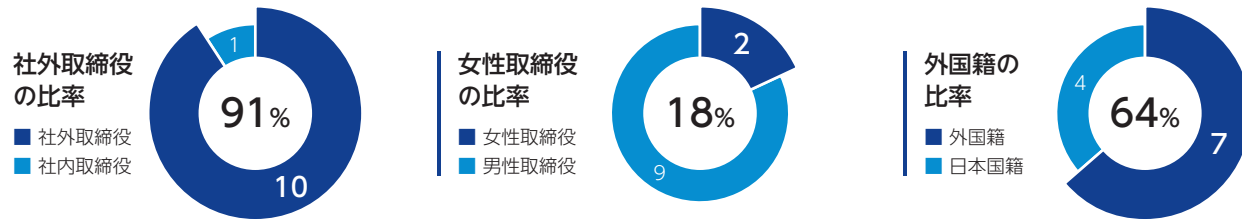
(注) ボブ・ホワイト氏の正式な氏名は、ロバート・ジョン・ホワイトです。

- (注) 1. 所有する当社株式の数について
「所有する当社株式の数」は、2026年3月31日現在の所有株式数を記載しています。また、当社の株式報酬管理会社を通じて所有する本人持分および株式報酬制度に基づく交付予定株式の数を含めて記載しています。
2. 当期における出席状況について
(1)ルアン・マリー・ベンディ氏の報酬委員会の当期における出席状況は、2025年6月26日までの委員在任中に開催されたものを対象としています。また、指名委員会の当期における出席状況は、2025年6月26日の委員就任後に開催されたものを対象としています。
(2)石野博氏の取締役会および報酬委員会の当期における出席状況は、2025年6月26日の取締役および委員就任後に開催されたものを対象としています。
(3)ボブ・ホワイト氏の取締役会の当期における出席状況は、2025年6月26日の取締役就任後に開催されたものを対象としています。
3. 重要な兼職の状況について
岩崎真人氏の株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ社外取締役については、勤務状況の変化により重要な兼職先としました。
4. 取締役候補者と当社との特別の利害関係について
各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 取締役候補者選定のプロセスについて
指名委員会は、外部コンサルタントも活用し、取締役会の構成を勘案のうえ、取締役として相応しい経験・知見等を備えているかを審議し、面接を行ったうえで、決定しました。
6. 社外取締役候補者について
岩崎真人、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデン、ルアン・マリー・ベンディ、石野博、ジャン＝リュック・プテルおよびコスタ・サルウコスの各氏は、社外取締役候補者です。
7. 独立役員について
(1)当社は、岩崎真人、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデン、ルアン・マリー・ベンディおよび石野博の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しています。各氏が選任された場合、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定です。また、ジャン＝リュック・プテルおよびコスタ・サルウコスの両氏が選任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、両氏を独立役員として届出る予定です。
(2)デイビッド・ロバート・ヘイル氏はValueAct Capital Management L.P.の共同チーフエグゼクティブオフィサーです。当社が管理するValueAct Capital Master Fund, L.P.の所有する当社株式数は2026年3月31日時点で6,403,084株であり、同社の所有する議決権数は10%を下回っているため、引き続き独立役員とする予定です。
8. 社外取締役候補者に関する特記事項について
市川佐知子氏が2021年6月より社外取締役に就任している東京エレクトロン株式会社は、当社および同社グループ会社における、電波法の規定に基づく高周波利用設備に該当する装置に係る申請手続の不備について、2022年8月に総務省総合通信基盤局から行政指導を受けました。同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起していました。これらの事実の発生後、同氏は、法令遵守の徹底および再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるなど、社外取締役としての職責を果たしています。
9. 取締役候補者との責任限定契約について
当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。取締役候補者である岩崎真人、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデン、ルアン・マリー・ベンディおよび石野博の各氏が選任された場合は、各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定です。また、ジャン＝リュック・プテルおよびコスタ・サルウコスの両氏が選任された場合は、両氏との間で、同様の当該責任限定契約を締結する予定です。
10. 取締役候補者との補償契約について
当社は、各取締役および各執行役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。11名の候補者が取締役に再任または選任された場合には、当社は、各取締役との間で、当該補償契約を継続または締結する予定です。
11. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしています。取締役候補者各氏が選任された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の契約期間は1年であり、2026年7月に同程度の内容の保険契約の締結を予定しています。

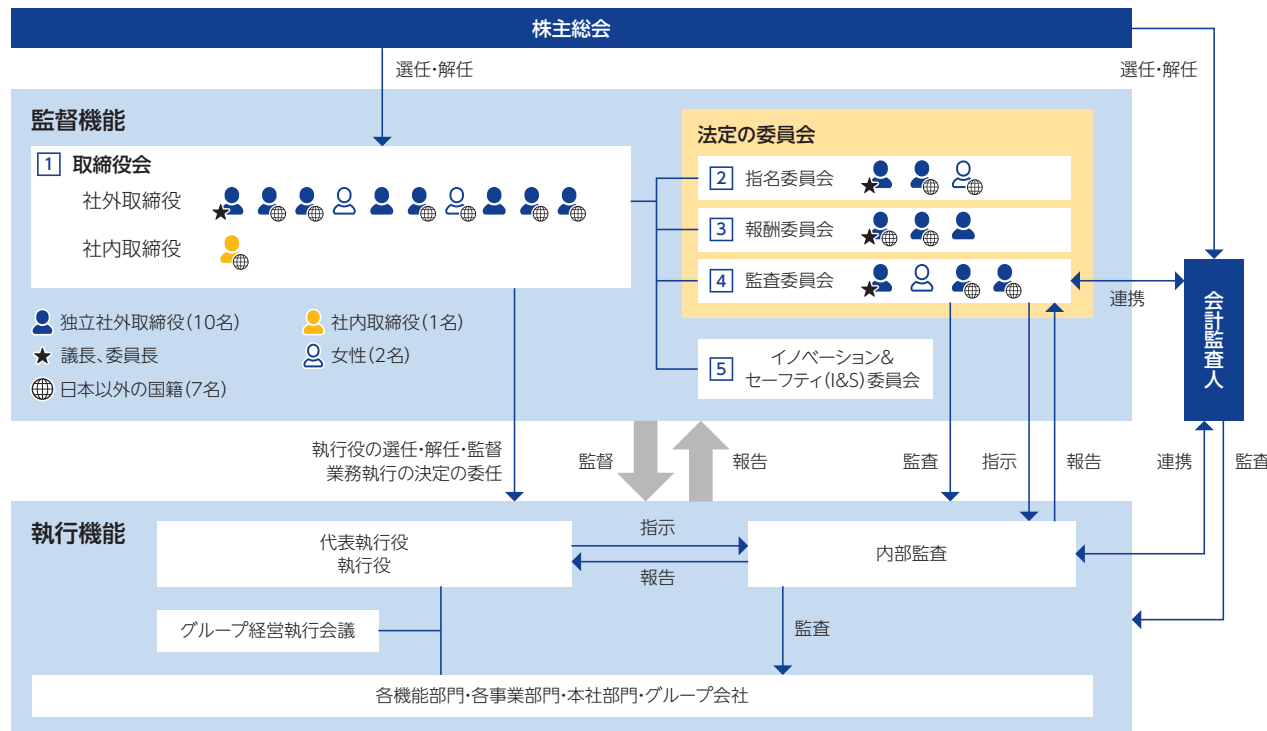
以上

ご参考 取締役選任議案が可決された場合の体制

1. 取締役会の構成



2. コーポレートガバナンス体制図



※取締役会・各委員会の役割については、次頁をご参照ください。

ご参考 コーポレートガバナンスの状況

1. 取締役会・各委員会の役割

当社は、指名委員会等設置会社として、取締役会および法定の委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）を設置しています。また、任意の委員会として、イノベーション&セーフティ（I&S）委員会を設置しています。取締役会および各委員会の役割は以下のとおりです。

1 取締役会 議長：独立社外取締役

経営の基本方針等の重要事項に関する決定ならびに取締役および執行役の職務執行について監督を行います。

主な議事 経営戦略、事業計画および業績見通し、内部統制基本方針、各委員会の活動状況、執行役の執行状況

2 指名委員会 議長：独立社外取締役

取締役および執行役の人事に係る事項を審議するほか、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の内容を決定します。

主な議事 スキルマトリックス、取締役候補者、執行役候補者、執行役の後継者計画

3 報酬委員会 議長：独立社外取締役

取締役および執行役の報酬に係る方針や個人別の報酬を決定します。

主な議事 取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針、報酬額の内容、報酬規程

4 監査委員会 議長：独立社外取締役

取締役および執行役の職務執行の監査ならびに監査報告の作成を行うほか、株主総会に提出する会計監査人の選任等に関する議案の内容を決定します。

主な議事 監査計画、監査報告、会計監査人の監査報酬の同意、会計監査人评价、内部監査計画の同意、内部監査結果の報告聴取

5 イノベーション&セーフティ（I&S）委員会 議長：独立社外取締役

患者さんの安全管理、品質および製品規制遵守ならびに研究開発プロセスについて継続的な監督およびガバナンスを担います。

2. 当社の「社外取締役の独立性に関する基準」

当社は、社外取締役の独立性に関する考え方を明確にするため、以下のとおり「社外取締役の独立性に関する基準」を定めています。

- 過去3事業年度の平均で、当社および当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」）から1千万円超の報酬その他の財産（当社グループからの役員報酬を除く）を直接受け取っていないこと（本人がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合は、本人が所属する団体への当社グループからの報酬等支払額が当該団体の年間連結売上高の2%超でないこと）。
- 現在および過去3年間において、以下に該当する会社の業務執行取締役、執行役、執行役員および使用人でないこと。
 - ①当社グループとの取引金額が、双方いずれかにおいて連結売上高の2%超である
 - ②当社の大株主（総議決権数の10%超の議決権数を直接または間接的に保有することをいう。以下同じ）である
 - ③当社グループが大株主である
 - ④取締役を相互に派遣し就任させる関係がある
- 上記1および2に該当する者と生計を一にしていないこと。
- 現在または当社取締役会が当該候補者を社外取締役として選任するための株主総会議案の内容を決定した時点において、当社グループの取締役、執行役、執行役員および使用人の配偶者または2親等以内の親族でないこと。
- 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者でないこと。
- 上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有していないこと。

3. 取締役会の実効性評価

当社は、実効性あるコーポレートガバナンスの実現を目指し、2015年以降、毎年、取締役会全体の実効性評価を実施し、その結果の概要を公表しています。評価にあたっては、全取締役を対象としたアンケートを基本としつつ、その年度の状況を踏まえ、ディスカッションや個別インタビュー等と組み合わせて実施しています。また、評価の客観性を担保するため、第三者（外部コンサルタント）が評価プロセスに関与しています。これらの結果を分析し、その分析結果を取締役会で共有するとともに、取締役会の実効性向上に向けた課題の整理や、今後の取り組みの検討に反映しています。今後も当社の経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」を追求し、重要な経営基盤であるコーポレートガバナンスの強化と透明性の向上に継続して取り組んでまいります。

なお、取締役会評価の概要は、当社ウェブサイトに掲載しています。

詳しくはWEBをご覧ください

取締役会の実効性評価： <https://www.olympus.co.jp/company/governance/board.html>



当社企業情報サイトのご案内

当社は、オリンパスグループ企業情報サイトにて当社のガバナンスに関する情報を掲載しています。以下のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、引き続きガバナンスの充実を図ります。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想とし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しています。当社におけるコーポレートガバナンスとは、平等性、協働、透明性、責務および対話といった基本原則の均衡を図り、株主さまに対する受託者責任および患者さん、顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任、ならびに上記の当社の経営理念を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みです。当社はコーポレートガバナンス体制の強化を最重要の経営課題の一つに位置づけ積極的に取り組んでおり、東京証券取引所により制定されたコーポレートガバナンス・コードについては、その趣旨を踏まえ、コードの原則の遵守・実施に努めていきます。これらの取り組みを通じて、コーポレートガバナンスの継続的な充実を図っていきます。

企業情報サイト トップページ



詳しくはWEBをご覧ください

》 <https://www.olympus.co.jp/>



コーポレートガバナンス情報



詳しくはWEBをご覧ください

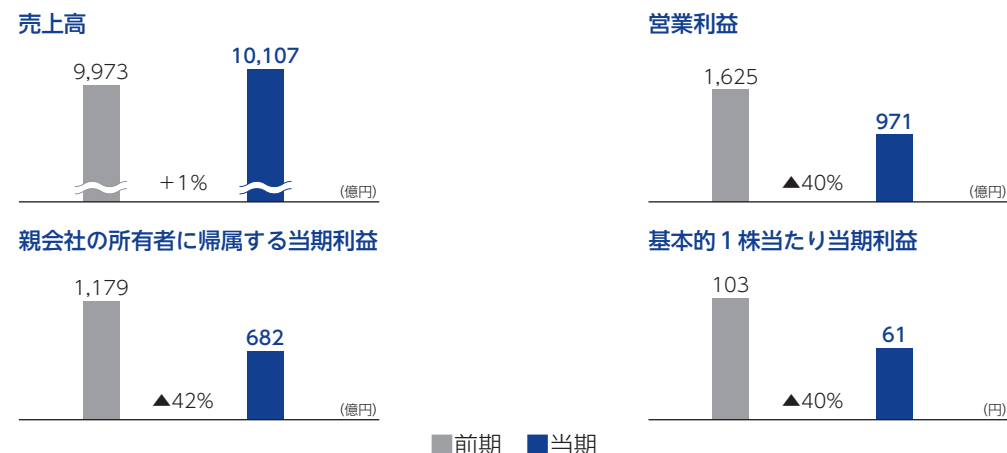
》 <https://www.olympus.co.jp/company/governance/>



1 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期の経営成績



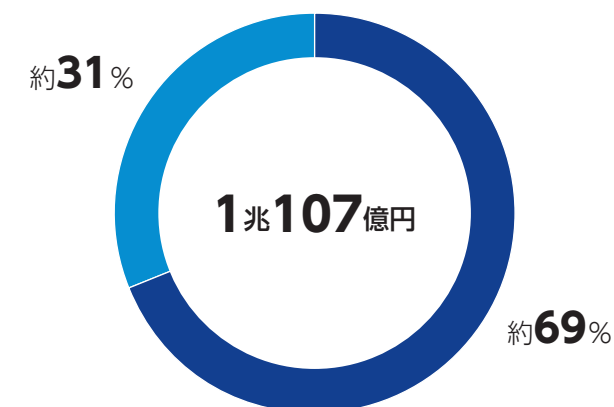
当期における世界経済は、緩やかに回復しているものの、中東情勢に加え、アメリカの関税をはじめとする通商政策による下振れリスクや、金融資本市場の変動等の影響、欧米の政策を巡る動きなど、国際情勢に起因する不確実性に注視する必要があります。わが国経済においても、景気は緩やかに回復している一方で、世界経済の先行きを注視する必要があります。

このような環境の中、当社グループは、私たちの存在意義である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」に向けて、引き続き取り組みました。当期の売上高は、消化器内視鏡ソリューション事業が増収となった一方、サージカルインターベンション事業が減収となり、前期比133億44百万円増収の1兆106億76百万円となりました。営業利益は、売上高が増加したものの、米国関税の影響やセールスマックスの悪化による売上原価の増加に加え、セールス機能および製造機能に係る費用増加に伴う販売費および一般管理費の増加、ならびにグローバルレベルでの組織体制変革およびポジション最適化を図るための施策の実施に伴う費用等の増加により、前期比653億42百万円減益の971億20百万円となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、継続事業からの当期利益が減少したことにより、前期比で496億83百万円減益となる681億72百万円となりました。

為替影響

期中の平均為替レートは、1米ドル=150.77円（前期は152.58円）、1ユーロ=174.79円（前期は163.75円）、1人民元=21.25円（前期は21.10円）となり、売上高では前期比で135億60百万円の増収要因、営業利益では前期比で3億39百万円の減収要因、調整後営業利益では前期比で4億90百万円の増収要因となりました。なお、為替の影響を除くと、連結売上高は前期並み、連結営業利益は前期比40.0%の減収となります。

事業別売上高構成比



■消化器内視鏡ソリューション事業 ■サージカルインターベンション事業

	消化器内視鏡ソリューション事業	サージカルインターベンション事業
売上高	6,973億59百万円 前期比 3.5% ↑	3,131億9百万円 前期比 3.0% ↓
主な製品分野	<ul style="list-style-type: none"> 消化器内視鏡 消化器科処置具 医療サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 泌尿器科製品 耳鼻咽喉科製品 呼吸器科製品 婦人科製品 外科内視鏡 エネルギー・デバイス

(注) 1. この事業報告における表示金額は、表示単位未満を四捨五入しています。また、グラフや表における「▲」は損失または減少等、負の値を示しています。
 2. 当社は、国際会計基準 (IFRS) を適用しています。
 3. 当社グループは、従来「内視鏡事業」および「治療機器事業」の2区分を報告セグメントとしていましたが、当期より「消化器内視鏡ソリューション事業」および「サージカルインターベンション事業」の2区分を報告セグメントとすることに変更しており、前期についても同様の形で表示しています。

事業別の状況

事業区分	売上高	営業損益	事業別の動向に関する分析
<p>消化器内視鏡ソリューション事業</p>	<p>6,974億円 前期比3.5%増</p> <p>約30% 約55% 約15%</p> <p>■消化器内視鏡 ■消化器科処置具 ■医療サービス</p>	<p>1,363億59百万円 前期比20.5%減</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消化器内視鏡分野は、四半期の実績には変動がありましたが、第4四半期にはEDOF（被写界深度拡大）技術搭載スコープや内視鏡用超音波観測装置「EU-ME3」の販促活動が奏功した北米の他、欧州、アジア・オセアニアでも二桁成長を達成し、前期比増収となりました。 消化器科処置具分野は、一部製品の自主的な出荷止めの向かい風があったものの、各地域の強い実行力と新製品効果により前期比増収となりました。2026年1月に発売した胆管用メタリックステントの貢献もあった北米が、好調に推移しました。ステント関連の製品群の他、膵管や胆管などの内視鏡診断・治療に使用する製品も全体の成長にプラスに寄与しました。 医療サービス分野は、好調な欧州が牽引し、前期比増収となりました。 消化器内視鏡ソリューション事業の営業損益は、米国関税の影響およびセールスマックスの悪化による原価率の悪化に加え、エンドルミナルロボット製品の開発を目指して設立された合弁会社への出資に関する費用約44億円や、グローバルレベルで組織体制を変革し、ポジションの最適化を図るための施策の実施に伴う費用約141億円を計上したこと等により、減益となりました。 為替の影響を除くと、売上高は前期比2.1%の増収、営業利益は前期比21.4%の減益となります。
<p>サージカルインターベンション事業</p>	<p>3,131億円 前期比3.0%減</p> <p>約20% 約40% 約20% 約20%</p> <p>■泌尿器科 ■呼吸器科 ■外科内視鏡 ■その他の治療領域</p>	<p>▲149億86百万円 前期は152億65百万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 泌尿器科分野は、一部製品の自主的な出荷止めや米国食品医薬品局（FDA）関連の輸入警告の影響を受けた北米で売上が減少したものの、英国をはじめ複数の国で好調に推移した欧州が増収となり、前期比増収となりました。BPH（前立腺肥大症）用の切除に係る製品群が堅調に推移しました。 呼吸器科分野は、北米や欧州で売上が増加し、増収となりました。一部製品の自主的な出荷止めやFDA関連の輸入警告等の向かい風があったものの、超音波気管支鏡ガイド下針生検で使われる超音波気管支鏡や処置具が好調に推移しました。 外科内視鏡分野は、外科内視鏡システム「VISERA ELITE III」が好調に推移しましたが、国産優遇策等の影響で競争環境が激化する中国や、病院層の予算制約が厳しい日本で売上が減少し、減収となりました。 その他の治療領域は、一部のサージカルデバイスが自主的な出荷止めの影響を受けたこと等により、減収となりました。 サージカルインターベンション事業の営業損益は、減収による売上利益の減少や、米国関税の影響およびサージカルデバイスの一部製品の自主回収に伴う費用約24億円を引当計上したことによる原価率悪化に加え、グローバルレベルで組織体制を変革し、ポジションの最適化を図るための施策の実施に伴う費用約67億円や、一部の技術関連資産等の無形資産の減損損失約16億円を計上したこと、開発資産の減損損失が約25億円増加したことにより、営業損失となりました。 為替の影響を除くと、売上高は前期比4.3%の減収、営業損益は前期比286億32百万円の減益となります。

2. 財産および損益の状況の推移

		IFRS			
		2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売上高	(百万円)	881,923	925,752	997,332	1,010,676
営業利益	(百万円)	186,609	51,387	162,462	97,120
税引前利益	(百万円)	182,294	43,611	159,070	93,994
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	143,432	242,566	117,855	68,172
資産合計	(百万円)	1,508,701	1,534,216	1,433,273	1,537,162
資本合計	(百万円)	641,234	757,186	751,733	812,040
基本的1株当たり当期利益	(円)	113.22	199.91	102.99	61.32
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	510.62	649.59	666.54	737.48

(注) 1. 当期の業績については、事業報告の「**1**当社グループの現況に関する事項 1. 事業の経過およびその成果」に記載しています。
2. 前期の各数値には、企業結合に係る暫定的な金額の修正を適時的に反映しています。

3. 設備投資の状況

当社グループは、新製品開発、生産合理化、販売体制の強化および老朽設備の更新を目的として設備投資を行っています。主なものは、次世代内視鏡システムや、外科内視鏡、泌尿器科分野における生産設備に対する投資、研究開発資産への投資、販売促進を目的とした投資などです。

区分	設備投資額
消化器内視鏡ソリューション事業	618億80百万円
サージカルインターベンション事業	294億64百万円
その他	8億95百万円
合計	922億39百万円

(注) 設備投資の金額には、IFRS第16号「リース」適用下における新規リース契約に伴う使用权資産の増加分125億98百万円を含んでいます。

4. 資金調達の状況

当社は2025年5月および6月に長期借入金を合計700億円調達したほか、2025年6月に第28回無担保社債を150億円、第29回無担保社債を150億円起債しました。

5. 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

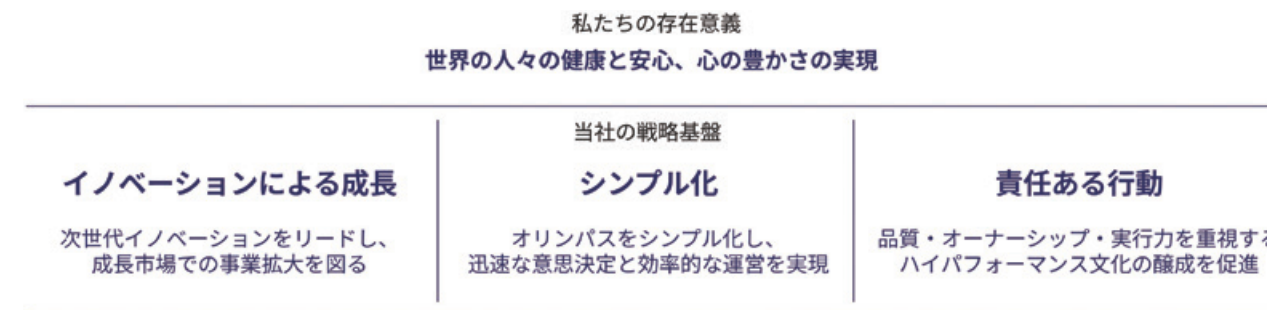
借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	495億円
株式会社三菱UFJ銀行	280億円

6. 対処すべき課題

当社グループは、私たちの存在意義である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」に向けて、取り組んでいます。このパーパスを原動力に成長を実現する企業として、内視鏡医療の未来を切り拓いていきます。

(1) 経営戦略

当社グループは、2025年11月に新たな経営戦略を公表しました。この経営戦略は、当社グループが医療機器専門企業として進化を遂げてきた歩みを踏まえ、次なる成長に向けた明確なビジョンと確固たる信念をもって切り拓いていく新たな戦略です。三つの戦略的基盤である「イノベーションによる成長」「シンプル化」「責任ある行動」を通じて、内視鏡医療に新しいスタンダードを打ち立て、世界中の患者さん、医療従事者、医療システムにより良い医療を提供してまいります。



2027年3月期-2029年3月期 財務ガイダンス

売上高 ¹ 3-4-5% 2029年3月期までに前年比5%の売上成長	営業利益率 ² 100 プラスbps 2026年3月期を起点に毎年の利益率改善	EPS成長率 ² 10%超 2026年3月期を起点としたCAGR
--	---	--

¹ 為替前提を固定 ² 特殊要因調整後：その他の収益および費用を除く、為替レート変動による影響は調整せず。実際の為替レートを使用

経営戦略の詳細については、当社ウェブサイトに掲載しているプレゼンテーション資料をご覧ください。
<https://www.olympus.co.jp/company/philosophy/strategy.html>

(2) 品質カルチャーの強化

当社グループは、品質マネジメントシステムの強化と品質を最優先するカルチャーの浸透・定着を進めています。これまで、品質保証・法規制対応の変革プロジェクトである「Elevate」をグローバルかつ機能横断的に遂行してきました。2025年後半に米国食品医薬品局（FDA）から受けた指摘事項に対する是正対応については、グローバルで着実に進展しており、FDAとは建設的かつ透明性の高い対話を継続しています。また、影響を受けた製品の供給回復も進んでいます。残る課題にも真摯に取り組み、患者さんや医師、規制当局の期待を上回る品質とコンプライアンスの実現を引き続き目指していきます。

是正対応

- 査察対象となった8拠点すべてで、是正対応が体系的に進捗
- 品質マネジメントシステムを持続性の高いものへと強化
- 品質カルチャーが日常の業務プロセスに定着
- 一過性の是正関連費用は2026年3月期において、大部分が計上済み

FDAとのエンゲージメント

- 建設的な対話を継続し、持続可能でコンプライアンスに準拠したあるべき姿の実現に注力
- 対応の進捗に応じて、規制当局および投資家に対する十分な透明性を確保

供給回復

- 影響を受けた製品の一部は市場への再投入が完了
- 顧客向けの供給見通しの可視性が改善
- 残る製品についても再開に向け計画どおり進捗

(3) ポートフォリオの最適化

当社グループは、キャピタルアロケーション戦略全体の枠組みの中で、すべての事業を、戦略的適合性、価値向上につながる成長、投下資本利益率という一貫した基準に基づき、今後も継続的に評価していきます。サージカルインターベンション事業（SIS）の「外科内視鏡」、「その他の治療領域」に含まれている外科事業についても、これらの観点からレビューを行い、パフォーマンスの最適化とさらなる価値創出を目的として、さまざまな戦略的オプションを検討していきます。なお、これらの取り組みは、中核である消化器内視鏡ソリューション事業（GIS）、呼吸器科や泌尿器科の戦略を変更するものではありません。より高いリターンが見込める分野に規律をもって資本配分していくこととしています。

全社的なフレームワーク

- すべての事業を、一貫した3つの基準に基づいて評価
 - 戦略適合性
 - 価値向上につながる成長
 - 投下資本利益率（ROIC）
- 目標水準に達していない領域については、パフォーマンス最適化およびさらなる価値創出に向けた選択肢を検討

外科事業のレビュー

- SISにおける外科内視鏡およびその他の治療領域がレビューの対象
- 価値創出を最大化するため、あらゆる選択肢を視野に入れた戦略的レビューを開始
- あらかじめ具体的な期限や結論を定めずに検討
- 本プロセスを通じて、外科内視鏡およびその他の治療領域の顧客・従業員に対するコミットメントを継続

当期は、オリンパスの再構築を推進してきました。2027年3月期は、この構築した基盤をもとに成果を着実に形にするフェーズへと移行する年にしていきます。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

7. 当社グループの主要な事業所および子会社の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 当社

区分	所在地
本店	東京都八王子市
八王子事業場	東京都八王子市（グローバル本社）
東京事業場	東京都新宿区
長野事業場	長野県上伊那郡
白河事業場	福島県西白河郡

(2) 子会社

会社名	所在地	資本金または出資金	出資比率
オリンパスマーケティング株式会社	東京都八王子市	96百万円	100%
オリンパスメディカルシステムズ株式会社	東京都八王子市	90百万円	100%
Olympus America Inc.	米国ペンシルベニア州	0千米ドル	100%
Olympus Corporation of the Americas*	米国ペンシルベニア州	15千米ドル	100%
Olympus Europa Holding SE*	ドイツ連邦共和国ハンブルク市	1,000千ユーロ	100%
Olympus Europa SE & Co. KG	ドイツ連邦共和国ハンブルク市	100,000千ユーロ	100%
Olympus (China) Co., Ltd.*	中華人民共和国北京市	31,000千米ドル	100%
Olympus Trading (Shanghai) Limited	中華人民共和国上海市	1,000千米ドル	100%
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited*	中華人民共和国香港特別行政区	1,729,704千香港ドル	100%

(注) 1. *印の会社は、各地域の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社です。
2. 出資比率の割合は、間接所有割合を含んでいます。

8. 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

事業	従業員数		前期比増減	
消化器内視鏡ソリューション	17,938名	(810名)	△311名	(368名)
サージカルインターベンション	6,856名	(192名)	△74名	(37名)
その他	0名	(0名)	△14名	(0名)
本社管理	3,344名	(185名)	△760名	(83名)
合計	28,138名	(1,187名)	△1,159名	(488名)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループ外への出向者は含まず、当社グループへの出向受入者は含みます。また、臨時雇用者数の年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しています。

2. 当期に内視鏡事業、治療機器事業を消化器内視鏡ソリューション事業、サージカルインターベンション事業の新しい部門に再編しています。この変更に伴い、前期数値も変更後の区分に組み替えて表示しています。

9. その他当社グループの現況に関する重要な事項

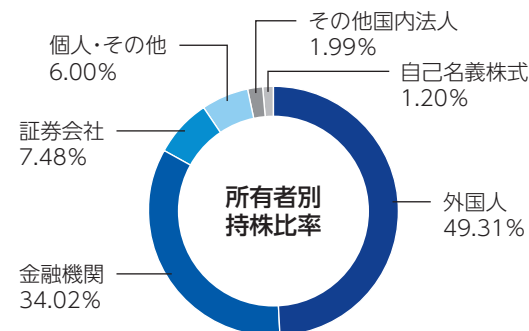
(1) 当社は、当社の個人株主1名（以下、「原告」）が、2020年2月4日、当社取締役および旧取締役ならびに旧監査役計11名（以下、「被告」）に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟を東京地方裁判所に提起した旨の2020年3月25日付訴訟告知書を受領しました。被告は、当社取締役の竹内康雄、当社旧取締役の笹宏行、木本泰行、藤塚英明、蛭田史郎、西川元啓および平田貴一、当社旧監査役（当社旧取締役）の清水昌および名取勝也ならびに当社旧監査役の斎藤隆および名古屋信夫です。訴えの概要は、当社の中国現地法人であるOSZが、通関帳簿上の一部製品等の在庫数がマイナスになっている問題を解決するために中国企業との間でコンサルタント契約等を締結した事実に関し、かかる契約の締結を承認または黙認したこと等により発生した損害につき、任務懈怠があったとして、被告11名に対し、連帯して、総額16億円およびこれに対する遅延損害金を当社に支払うことを求めるものです。当社は、上記訴訟告知に対して、補助参加人として訴訟手続に関与し、原告の主張に対して適切に反論することを通じて、裁判所の適正なご判断をいただく必要があると判断し、2020年5月1日、被告らに補助参加することを決定しました。2023年10月13日、被告のうち、斎藤隆および名古屋信夫の2名に対する訴訟取下書が、原告より提出されました。2023年10月18日付で、斎藤隆および名古屋信夫から取下同意書が提出され、斎藤隆および名古屋信夫に対する訴えは、取り下げられました。2024年12月5日、本件株主代表訴訟について、東京地方裁判所で、原告の請求をいずれも棄却する旨の判決が言い渡されました。2024年12月24日、原告は、東京高等裁判所に控訴を提起しました。2025年3月12日、被控訴人のうち、蛭田史郎、西川元啓、清水昌および名取勝也の4名に対する控訴の取下書が原告より提出され、当該被控訴人4名に対する訴えは、上記の東京地方裁判所の第一審判決が2024年12月23日の経過をもって確定することで終結しました。他の被控訴人5名について、2025年9月25日、東京高等裁判所は、控訴人の控訴をすべて斥ける判決を下し、控訴人は上告せず、判決は確定しました。

(2) 2025年6月24日（現地時間）、米国食品医薬品局（FDA）は、会津オリンパス株式会社で製造された一部の医療機器に対する輸入警告を公表しました。この措置により、今後の通知があるまで、指定された医療機器の米国への輸入ができなくなります。対象となる機器は、一部の気管支鏡、腹腔鏡、尿管腎盂鏡と内視鏡洗浄消毒装置です。当社グループは、FDAの指摘事項に迅速に対応し、当社製品が高い品質基準を満たすよう全力を尽くしています。また、2025年後半には、米国、欧州、日本の8拠点でFDA査察が実施され、当社グループが進めてきたオペレーションや品質改善の状況を確認する機会となりました。その結果、FDAから指摘事項が出されています。その多くは、今回の改善以前の活動に起因していますが、なかには、当社グループの品質システムの成熟度や一貫性を

高め、統合を進める必要がある領域も含まれていました。こうした指摘に対しては、全社を挙げて横断的に取り組んでいます。具体的には、患者さんの安全を最優先としたリスクベースの製品ポートフォリオ評価を行うとともに、品質システムのグローバルな標準化を一段と進め、品質・法規制チームの強化にも注力しています。査察結果については、現在もFDAとの間でオープンに議論を重ねており、また、当社グループが積極的に進めている対応について、FDAと直接コミュニケーションを取っています。

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 4,000,000,000株
2. 発行済株式総数 1,114,485,700株
3. 基準日現在の株主数 69,963名



4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	210,749,500株	19.14%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	73,848,800株	6.71%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	57,412,385株	5.21%
JP MORGAN CHASE BANK 385839	40,984,300株	3.72%
株式会社SMBC信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	39,509,300株	3.59%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	27,002,882株	2.45%
日本生命保険相互会社	21,258,572株	1.93%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	20,359,229株	1.85%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	18,456,044株	1.68%
JP MORGAN CHASE BANK 385642	17,084,533株	1.55%

(注) 持株比率は、自己株式（13,383,184株）を控除して算出しています。

5. 当期中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）および執行役	403,525株	15名
社外取締役	21,050株	4名

(注) 1. 株式報酬の内容については、事業報告の「4 会社役員に関する事項 5. 取締役および執行役の報酬等の額」に記載しています。
2. 上記は、退任した役員に対して交付した株式も含めて記載しています。

6. その他株式に関する重要な事項

(1) 当社は、2025年5月13日開催の取締役会決議に基づき、当社の株式の取得および自己株式の消却を以下のとおり実施しました。

・当社の株式の取得

取得した株式の種類および総数	普通株式 27,630,600株
取得価額の総額	50,000百万円
取得期間	2025年7月28日～2025年10月31日（約定ベース）

・自己株式の消却

消却した株式の種類および総数	普通株式 24,630,600株（消却前の発行済株式総数に対する割合2.16%）
消却日	2025年11月28日

(2) 当社は、2026年5月12日開催の取締役会決議に基づき、当社の株式の取得を以下のとおり実施しました。

取得した株式の種類および総数	普通株式 38,948,300株
取得価額の総額	60,000百万円
取得日	2026年5月13日（約定ベース）

(3) 当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、自己株式の消却を以下のとおり決議しました。

消却する株式の種類および総数	普通株式 上記(2)により取得する自己株式のうち、今後株式報酬等として充当を見込む株数（9,000,000株）を除いた全株式数
消却予定日	2027年4月30日

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の内容の概要

発行決議日	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	対象者
2013年8月8日 (第1回)	401個	普通株式 160,400株	1株当たり 735円	1株当たり1円	(注)1	取締役および 執行役員
2014年6月26日 (第2回)	410個	普通株式 164,000株	1株当たり 907円	1株当たり1円	(注)1	取締役および 執行役員
2015年6月26日 (第3回)	387個	普通株式 154,800株	1株当たり 1,104円	1株当たり1円	(注)1	取締役および 執行役員
2016年6月28日 (第4回)	395個	普通株式 158,000株	1株当たり 896円	1株当たり1円	(注)1	取締役および 執行役員

(注) 1. ①新株予約権者は、当社の取締役、執行役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後から10年間に限って新株予約権を行使することができます。
②その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによります。
2. 2019年4月1日付で行った普通株式1株を4株にする株式分割により、「目的である株式の数」を調整しています。

(2) 当期の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

発行回次	区分	個数	目的となる株式の種類および数	保有者数
第1回新株予約権	取締役（社外取締役を除く） および執行役	34個	普通株式13,600株	2名
第2回新株予約権	取締役（社外取締役を除く） および執行役	49個	普通株式19,600株	3名
第3回新株予約権	取締役（社外取締役を除く） および執行役	46個	普通株式18,400株	3名
第4回新株予約権	取締役（社外取締役を除く） および執行役	51個	普通株式20,400株	3名

(注) 2019年4月1日付で行った普通株式1株を4株にする株式分割により、「目的となる株式の数」を調整しています。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役および執行役の氏名等

(1) 取締役

(2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
社外取締役	岩崎 真人	取締役会議長 指名委員長	公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会保障委員会 委員長 株式会社Rock&Company 代表取締役兼チーフエグゼクティブオフィサー 株式会社IGPIグループ シニア・エグゼクティブ・フェロー 株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ 社外取締役
社外取締役	デイビッド・ロバート・ヘイル	報酬委員	ValueAct Capital Management L.P. 共同チーフエグゼクティブオフィサー
社外取締役	ジミー・シー・ビーズリー	報酬委員長	
社外取締役	市川 佐知子	監査委員	田辺総合法律事務所 パートナー 東京エレクトロン株式会社 社外取締役 公益社団法人会社役員育成機構 理事 アズビル株式会社 社外取締役
社外取締役	観 恒 平	監査委員長	観恒平公認会計士事務所 所長 国際会計士連盟 (IFAC) ボードメンバー 日本公認会計士協会 シニアアドバイザー 協和キリン株式会社 社外取締役
社外取締役	ゲイリー・ジョン・ブルーデン	指名委員	Lantheus Holdings Inc. 社外取締役 GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー OSSIO, Inc. 社外取締役 Avisi Technologies, Inc. 社外取締役
社外取締役	ルアン・マリー・ペンディ	指名委員	
社外取締役	石 野 博	報酬委員	日本板硝子株式会社 社外取締役 関西ペイント株式会社 名誉顧問 株式会社LIXIL 社外取締役
取締役	竹 内 康 雄		
取締役	ボブ・ホワイト		Koninklijke Philips N.V. ボードメンバー (スーパーバイザーボード)
取締役	大久保 俊彦	監査委員	

- (注) 1. 上記の取締役全員は、2025年6月26日付で就任しました。
 2. 取締役岩崎真人、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデン、ルアン・マリー・ペンディおよび石野博の各氏は、社外取締役です。
 3. 取締役岩崎真人、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデン、ルアン・マリー・ペンディおよび石野博の各氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届出しています。
 4. 取締役市川佐知子氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 取締役観恒平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 当社は、監査の実効性の向上を図るため、取締役大久保俊彦氏を常勤の監査委員として選定しています。
 7. 当期中における取締役の重要な兼職の変更は次のとおりです。

氏名	変更年月日	変更後	変更前
岩崎真人	2026年3月31日	公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会保障委員会 委員長 株式会社Rock&Company 代表取締役兼チーフエグゼクティブオフィサー 株式会社IGPIグループ シニア・エグゼクティブ・フェロー 株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ 社外取締役	公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会保障委員会 委員長 株式会社Rock&Company 代表取締役兼チーフエグゼクティブオフィサー 株式会社IGPIグループ シニア・エグゼクティブ・フェロー
観恒平	2026年3月19日	観恒平公認会計士事務所 所長 国際会計士連盟 (IFAC) ボードメンバー 日本公認会計士協会 シニアアドバイザー 協和キリン株式会社 社外取締役	観恒平公認会計士事務所 所長 国際会計士連盟 (IFAC) ボードメンバー 日本公認会計士協会 シニアアドバイザー
石野博	2025年6月19日	日本板硝子株式会社 社外取締役 関西ペイント株式会社 名誉顧問 株式会社LIXIL 社外取締役	日本板硝子株式会社 社外取締役 関西ペイント株式会社 名誉顧問

(注) 取締役岩崎真人氏の株式会社アイ・グリッド・ソリューションズについては、勤務状況の変化により重要な兼職先としました。

(2) 執行役

(2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役	竹内康雄	会長兼ESGオフィサー
代表執行役	ボブ・ホワイト	社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)
執行役	ジョン・マンフレッド・デ・チェペル	チーフメディカルオフィサー (CMO)
執行役	フランク・ドレパロウスキー	ガストロインテスティナルソリューションズ
執行役	泉 竜也	チーフファイナンシャルオフィサー (CFO)
執行役	ガブリエラ・カスティエーヨ・ケイナー	チーフストラテジーオフィサー (CSO)
執行役	小林哲男	チーフマニュファクチャリングアンドサプライオフィサー (CMSO)
執行役	倉本聖治	サージカルインターベンションソリューションズ
執行役	サヤード・ムカラム・ナヴィード	チーフテクノロジーオフィサー (CTO)
執行役	大月重人	チーフヒューマンリソースズオフィサー (CHRO)
執行役	ボリス・シュコルニック	チーフクオリティオフィサー (CQO)
執行役	ニール・ボイデン・タナー	グローバルジェネラルカウンセル

- (注) 1. 執行役のうち竹内康雄およびボブ・ホワイトの両氏は、取締役を兼務しています。
 2. 2026年3月31日付で次の執行役が退任しました。
 代表執行役 竹内康雄
 執行役 フランク・ドレパロウスキー
 執行役 泉 竜也
 執行役 小林哲男
 執行役 大月重人
 3. 2026年4月1日付で次の執行役が新たに就任しました。
 執行役 チーフヒューマンリソースズオフィサー (CHRO) ジモーネ・バーガー
 執行役 ガストロインテスティナルソリューションズディビジョンヘッド キース・ウィリアム・ベティガー
 執行役 チーフファイナンシャルオフィサー (CFO) マイケル・アンジェロ・パレンティ
 執行役 チーフマニュファクチャリングアンドサプライオフィサー (CMSO) デイビッド・ミシェル・シャン
 4. 2026年4月1日付で次のとおり執行役の担当に異動がありました。
 執行役 チーフストラテジーオフィサー (CSO) 兼ESGオフィサー ガブリエラ・カスティエーヨ・ケイナー
 執行役 サージカルインターベンションソリューションズディビジョンヘッド 倉本 聖治
 5. 当社は執行役員制度を採用しており、2026年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。

地位	氏名	地位	氏名
執行役員	キース・ウィリアム・ベティガー	執行役員	後藤 正 仁
執行役員	石 引 康 太	執行役員	河 野 裕 宣
執行役員	木 村 英 伸	執行役員	スティーブン・ニーボーン
執行役員	ペドロー・ラザロ	執行役員	森 徹 明
執行役員	小 倉 剛	執行役員	櫻 井 友 尚
執行役員	土 屋 英 尚	執行役員	楊 文 雷

- (注) 1. 2025年11月14日付で次の執行役員が退任しました。
 執行役員 ガブリエル・マクヒュー
 2. 2026年3月31日付で次の執行役員が退任しました。
 なお、キース・ウィリアム・ベティガー氏は、2026年4月1日付で執行役に就任しています。
 執行役員 キース・ウィリアム・ベティガー
 執行役員 櫻井 友尚
 執行役員 土屋 英尚
 執行役員 楊 文雷
 3. 2026年4月1日付で次の執行役員が新たに就任しました。
 執行役員 松本 勘一
 4. 2026年4月30日付で次の執行役員が退任しました。
 執行役員 森 徹明

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する最低責任限度額です。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役岩崎真人、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデン、ルアン・マリー・ペンディ、石野博、竹内康雄、ボブ・ホワイトおよび大久保俊彦の各氏ならびに執行役ジョン・マンフレッド・デ・チェペル、フランク・ドレパロウスキー、泉竜也、ガブリエラ・カスティーヨ・ケイナー、小林哲男、倉本聖治、サヤード・ムカラム・ナヴィード、大月重人、ボリス・シュコルニックおよびニール・ボイデン・タナーの各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、各取締役および各執行役がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があった場合等については、補償の対象としないこととしています。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の役員および従業員であり、保険料は全額当社および当社子会社が負担しています。当該保険契約により、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしています。ただし、犯罪行為や法令違反を認識しながら行われた行為に起因する損害賠償請求は保険の対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

5. 取締役および執行役の報酬等の額

■ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は、指名委員会等設置会社として3名以上かつ独立社外取締役が過半数を占める委員で構成される報酬委員会を置き、独立社外取締役を委員長とすることで透明性を確保し、公正かつ適正に報酬を決定しています。当社の役員報酬は、役員に「企業価値の最大化を図り様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい報酬とすることを基本方針としています。報酬委員会は、この方針に従い取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の額等を決定し、取締役会に報告します。

■ 取締役（執行役兼務者を除く）の報酬

- a. 取締役の報酬水準
 - ・優秀な人材の確保・保持を可能とし、当社の取締役としての活動への積極的な参画を促すことができる競争力のある報酬水準とすべく、それぞれの取締役の居住地における競争力のある市場水準を目指すこととします。
 - ・取締役から報酬辞退の申し出がある場合には、報酬委員会で確認の上、対応を決定します。
- b. 取締役の報酬構成
 - ・取締役と投資家との利害の共有を図るという考え方を重視し、基本報酬（BS：Base Salary）に加え、非業績連動型の株式報酬（非金銭報酬）を付与します。
 - ・非業績連動型の株式報酬は事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU：Restricted Stock Unit）で構成し、日本居住者は退任時に制限を解除します。日本非居住者の制限解除は、各地域における株式報酬の一般的な方法に準じて個別に設定します。
 - ・2026年3月期の株式報酬は、日本居住者および日本非居住者（米国居住者を除く）については800万円とします。米国居住者については株式保有ガイドラインに沿った株式保有を更に促進するため、2026年3月期から報酬総額に占める基本報酬（BS）と事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）の比率を83:17から75:25に変更し、79,809米ドルとします。ただし、報酬総額は変更しません。
 - ・取締役就任日の前営業日の株価で付与ユニット数を算出し、権利確定後に当該ユニット数に応じた株数を支給する方法を採用します。
 - ・取締役会議長には基本報酬（BS）に議長手当を加算します。
 - ・指名委員会、報酬委員会、監査委員会およびイノベーション&セーフティ（I&S）委員会の各委員長には基本報酬（BS）に各委員長手当を加算します。
 - ・常勤を除く監査委員には基本報酬（BS）に監査委員手当を加算します。監査委員手当はピアグループにおける監査委員手当と指名および報酬委員手当の差額相当額を支給します。
 - ・イノベーション&セーフティ（I&S）委員には基本報酬（BS）にイノベーション&セーフティ（I&S）委員手当を加算します。
 - ・執行役を兼務する取締役について、日本出身の取締役に對しては、取締役としての管理監督機能に対する現金報酬を取締役報酬として執行役報酬とは別に支給します。日本出身ではない取締役に對しては、取締役としての管理監督機能に対する現金報酬は執行役報酬に含めて支給します。また、執行役を兼務する者については、執行役報酬に事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）が設定されているため、取締役報酬としての事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）は支給しません。
 - ・2026年3月期に取締役（執行役兼務者を除く）へ付与した事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）付与ユニットの総数は45,284ユニットです。

- ・なお、報酬委員会は2026年3月25日に2027年3月期以降の取締役報酬について、国際経験が豊富で優秀な人材の確保・保持を可能とするため、取締役の居住地に因らない、グローバルで統一した競争力のある報酬水準および構成に移行する方針を決定しました。上記移行は、2028年3月期までに段階的に進められます。

■ 執行役（取締役兼務者を含む）の報酬

経営戦略を達成し企業価値を創造するためには、多様で優秀な経営人材を惹きつけ、維持し、その能力を十分に発揮できる執行役の報酬制度を構築することが不可欠です。また、執行役の報酬は株主の利益と一致する形で設計され、透明性と説明責任を確保する必要があります。これらの基本的な考え方にに基づき、執行役報酬設計の主なコンセプトを以下の通り決めました。

1. 世界トップクラスの人材を惹きつけ、維持するため、グローバル・メドテック企業の中で競争力のある、より強力なインセンティブプログラムを構築する。
2. 経営戦略と整合性のあるインセンティブプログラムを構築する。
3. 長期インセンティブ報酬（LTI：Long Term Incentive）として株式報酬を活用し、価値創造を重視したプログラムを構築する。
4. グローバル労働市場と本拠地の国内労働市場の両方を考慮した「ハイブリッド・アプローチ」を採用し、グローバル・メドテックカンパニーへの発展のステージに応じた報酬水準を設定する。（グローバル水準および出身労働市場水準のハイブリッド型）
5. クローバック・ポリシーおよび株式保有ガイドラインを導入し、インセンティブの健全な管理を確保する。
6. 挑戦的でありながら達成可能な目標を設定し、執行役のモチベーションを向上させる。

a. 執行役の報酬水準

- ・報酬総額の考え方

1. 「グローバル労働市場と本拠地の国内労働市場の両方を考慮した「ハイブリッド・アプローチ」を採用し、グローバル・メドテックカンパニーへの発展のステージに応じた報酬水準を設定する」という執行役報酬に関する基本方針を念頭に、グローバル・メドテックカンパニーの役員の報酬総額を考慮し、業績連動金銭報酬および株式報酬を重視しその比重を設定します。
2. 執行役の出身国の労働市場の状況や労働市場における競争力、執行役の役割責任等を考慮し、市場におけるターゲット水準を設定し、基本報酬・TCC（Total Cash Compensation）・TDC（Total Direct Compensation）を総合的に比較し、決定します。なお、各国労働市場の報酬水準は、第三者機関の客観的な報酬調査データを活用して確認します。

（注）執行役報酬の金額の妥当性はペイレシオ（CEOの報酬と日本居住の従業員の給与の中央値の比率）で確認しています。また一部従業員（日本非居住者を含む）への株式報酬支給など、執行役報酬と従業員報酬の制度面での連続性を確保する取り組みを進めています。

b. 執行役の報酬構成

- ・執行役の報酬は、固定報酬である基本報酬（BS）、業績連動金銭報酬である短期インセンティブ報酬（STI：Short Term Incentive）、および非金銭報酬である長期インセンティブ報酬（LTI）の組み合わせとします。
- ・日本出身ではない執行役については、個人別にその出身国で一般的な内容のFRINGE BENEFIT やセバランス・ペイ等を設定します。
- ・中長期的な企業価値および株主価値を向上するための経営戦略の達成に重点を置き、グローバル・メドテックカンパニーの報酬総額も考慮し、以下の比率としました。

CEO	BS：STI：LTI = 1（15%）：1.5（23%）：4（62%）
会長	BS：STI：LTI = 1（19%）：1.25（24%）：3（57%）
執行役	BS：STI：LTI = 1（24%）：1.15（28%）：2（48%）

- ・長期インセンティブ報酬（LTI）は事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）と業績連動型株式報酬（PSU：Performance Share Unit）で構成します。事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）と業績連動型株式報酬（PSU）の比率は、執行役が当社の長期的な業績目標を達成することへの貢献に報いるという狙いを推進し、かつ株式保有を促すため、RSU=40%、PSU=60%としました。執行役の報酬全体の構成比率は以下のとおりです。

CEO	基本報酬 (BS)	短期インセンティブ報酬 (STI) 【賞与】	長期インセンティブ報酬（LTI）	
			RSU	PSU
	15%	23%	25%	37%

会長	基本報酬 (BS)	短期インセンティブ報酬 (STI) 【賞与】	長期インセンティブ報酬（LTI）	
			RSU	PSU
	19%	24%	23%	34%

（注）上記の図は執行の役割に対する報酬の種類別報酬割合です。取締役を兼務する者の監督の役割に対する報酬は含んでいません。

執行役	基本報酬 (BS)	短期インセンティブ報酬 (STI) 【賞与】	長期インセンティブ報酬（LTI）	
			RSU	PSU
	24%	28%	19%	29%

【業績連動金銭報酬である短期インセンティブ報酬（FY2026-STI）】

2026年3月期の短期インセンティブ報酬（FY2026-STI）の評価指標および算定方法は以下のとおりです。各評価指標の支給率の合計を短期インセンティブ報酬（STI）の標準額に乘じ支給額を決定します。

評価指標	比率	選定理由	目標値と支給率の算定方法
売上高	25%	成長を評価するため	（注）3
営業利益率	25%	成長と効率を評価するため	（注）4
品質目標	30%	長期的、戦略的な取り組みを各年度内で着実に実施することが重要であるため	（注）5
執行役個人目標	20%	当社のコアバリュー、特にその一つである「IMPACT（実行実現）」の趣意である「結果に対する責任を持ち、やり遂げる」を執行役自らが模範となって推進することを明示的に示すため	（注）6

（注）1. CEOおよび会長については執行役個人目標を設けず、売上高が35%、営業利益率が25%、品質目標が40%の構成とします。

2. 評価テーブルの上限/下限および調整項目
 - ①評価指標ごとに上限/下限を定義します。
 - ②調整項目
 - ・売上高：為替変動の影響を業績評価ファクターから排除するため、2026年3月期売上高予測値において使用した為替レート（USD = 145円、EUR = 161円、CNY = 19.9円）を2026年3月期売上高実績値および2025年3月期売上高実績値に適用して調整
 - ・営業利益：連結財務諸表における営業利益からその他の収益/その他の費用を控除して算定

3. 売上高

- ・支給率0%：9,604億円未満
 - ・支給率50%：2025年3月期売上高実績値（為替調整後）= 9,604億円
 - ・支給率50%～100%： $50 + (X - 9,604) * 50/386$
 - ・支給率100%：2026年3月期売上高予想値 = 9,990億円
 - ・支給率100%～200%： $100 + (X - 9,990) * 100/270$
 - ・支給率200%：2026年3月期売上高予測値 + { (2026年3月期売上高予測値 - 2025年3月期売上高実績値) * 70% } = 9,990 + { (9,990 - 9,604) * 70% } = 10,260億円
- (注) 1. Xは2026年3月期の売上実績（為替調整後）
2. 上限を200%、下限を0%とします。
3. 調整：為替レート（USD = 145円、EUR = 161円、CNY = 19.9円）

4. 営業利益率

- ・支給率0%：2026年3月期営業利益率16.3%未満
 - ・支給率50%：経営戦略の財務ガイダンス期間の最低営業利益率実績値 = 2024年3月期営業利益率実績値 = 16.3%
 - ・支給率50%～100%：2026年3月期営業利益率 16.3%以上17.5%未満 = $100 - 50 * (17.5 - Y) / 1.2$
 - ・支給率100%：2026年3月期営業利益率予測値 = 17.5%
 - ・支給率100%～120%：2026年3月期営業利益率 17.5%以上20.0%未満 = $120 - 20 * (20.0 - Y) / 2.5$
 - ・支給率120%～200%：2026年3月期営業利益率 20.0%以上21.0%未満 = $120 + 80 * (Y - 20.0) / 1.0$
 - ・支給率200%：経営戦略の財務ガイダンス営業利益率 +1.0%以上 = 21.0%以上
- (注) 1. Yは2026年3月期の営業利益率実績（調整後）
2. 上限を200%、下限を0%とします。
3. 調整：その他の収益／その他の費用を控除

5. 品質目標

- ・品質保証および法規制（QA&RA）の組織体制・製造プロセス・品質マネジメントシステム・クオリティカルチャーに存在すると考えられる根本原因（脆弱性）の改善に対する短期的な主要な取り組みの目標を、短期インセンティブ報酬（STI）の報酬評価の目標値とします。
- ・報酬委員会は社外取締役で構成されたイノベーション&セーフティ（I&S）委員会と連携し、不適合の是正と品質システム改善のための多岐に及ぶ実施項目の完了に基づき、報酬評価の目標値や達成率の妥当性を判断します。

6. 執行役個人目標

- ・執行役が2026年3月期に達成しなければならない具体的な結果を執行役個人目標とします。

評価結果は以下のとおりです。

評価指標	比率	目標値	実績値	支給率
売上高	25%	9,990億円	9,628億円	53.1%
営業利益率	25%	17.5%	14.2%	0%
品質目標	30%	Elevateワークストリーム成果物の達成度、是正および予防措置の進捗率、苦情情報処理の日程遵守率、新製品日程への貢献度	目標を下回る水準	75.0%
執行役個人目標	20%	個人別に設定	達成率80%～103%	平均95.5%

以上の実績を踏まえ、報酬委員会においてCEO、会長および各執行役の支給率の合計を算出し、各評価指標の支給率の合計は、CEOおよび会長については48.6%に、執行役については平均54.9%となりました。この支給率を短期インセンティブ報酬（STI）標準額に乘じ支給額を決定します。

[非金銭報酬である長期インセンティブ報酬（LTI）]

<事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）>

年度毎に付与する事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）は、権利算定期間を3年とし、当期の長期インセンティブ報酬（LTI）の標準額（基本報酬に2、3または4を乗じた金額）の40%に相当するユニット数を権利算定期間の開始時点で決定し、1年ごとに当該ユニット数に応じた株数の1/3を支給します。2026年3月期に付与した事後交付型譲渡制限付株式報酬（FY2026-RSU）は以下のとおりです。

(付与日と付与ユニット数)

- ・付与日は2025年4月1日でした。

- ・算定株価は付与日の前営業日における当社普通株式の終値としました。

- ・為替は付与日の前事業年度における三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の対顧客電信売買仲値（TTM：Telegraphic Transfer Middle Rate）の平均値を適用しました。

- ・付与の基準となる執行役の基本給の総額は754,129,894円で、事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）付与ユニットの総数は325,675ユニットでした。

(権利確定)

- ・ユニット付与日から1年ごとに、報酬委員会の確認を経て1/3のユニットの権利を確定し、当該ユニット数に応じた株式を支給します。

- ・執行役が退任する場合、退任時に権利が確定していないユニットについては以下のとおり取扱います。

- (1) 退任の事由が下記(2)(3)に該当する場合を除き、退任時に保有するユニットは当社が無償で取得します。
- (2) 報酬委員会が認める正当な事由で執行役が退任した場合には、退任時に保有するユニット数を退任月を含む在任月数で按分し、相当する株数を報酬委員会の決議により交付します。
- (3) 上記(2)に関わらず、退任の事由が報酬規程で定める「引退」に該当する場合は、報酬委員会が別途定めた要件を満たす限りにおいて、退任時に保有する全てのユニット数に応じた株数を報酬委員会の決議により交付します。

- ・退任時に権利が確定していないユニットの権利の確定は、原則として退任から1年経過後の決算発表後の報酬委員会にて決議します。

- ・執行役の個別契約により取扱いが定められている場合は、個別契約の定めるところに従って権利を確定し、株式を支給します。

<業績連動型株式報酬（PSU）>

年度毎に付与する業績連動型株式報酬（PSU）は、業績評価期間において予め定めた業績指標の業績評価期間終了時における達成度に応じて株式を交付するものです。「経営戦略と整合性のあるインセンティブプログラムを構築する。」という報酬に関する理念に基づき、また事業環境を考慮した上で、業績連動型株式報酬（PSU）を決定します。

2024年3月期を評価対象期間の開始とし、2026年3月期を評価対象期間の終了とする業績連動型株式報酬（FY2024-PSU）は以下のとおりです。

(付与日と付与ユニット数)

- ・付与日は2023年4月1日でした。

- ・算定株価は付与日の前営業日における当社普通株式の終値としました。
- ・為替は付与日の前事業年度における三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社の対顧客電信売買仲値 (TTM : Telegraphic Transfer Middle Rate) の平均値を適用しました。
- ・付与の基準となる執行役の基本給の総額は729,935,769円で、業績連動型株式報酬 (PSU) 付与ユニットの総数は433,648ユニットでした。

(権利確定)

- ・ユニット付与日から3年後に予め定めた業績評価指標に対する達成度を評価し、達成度により算定されたユニット数について、報酬委員会の確認を経て権利を確定し、当該ユニット数に応じた株式を支給します。

評価指標および算定方法は以下のとおりです。

評価指標	比率	選定理由	支給率の算定方法
EPS成長率	20%	2024年3月期から2026年3月期を対象とした経営戦略では、「Shift to Grow」という新たなステージにおいて、成長と収益性の両面に注力することとし、財務ガイドランスの一つにEPS成長率を掲げたため	(注) 1
相対TSR	40%	企業価値・株主価値を評価する指標として相対TSRが適切であると判断したため	(注) 2
品質目標	30%	長期的、戦略的な取り組みを各年度内で着実に実施することが重要であるため	(注) 3
ESG	10%	企業経営のベースであり、経営戦略でも重視することを表明しているため	(注) 4

(注) 1. EPS成長率

①支給率100% = EPS成長率 (調整後) 8%

②支給率 = $(X - 1) * 100 / 7$

(注) 1. XはFY2024~FY2026の調整後のEPS成長率の平均値

2. 上限を200%、下限を0%とします。

3. 調整：その他の収益・その他の費用を控除、税率を調整

2. 相対TSR

自社のTSRのランクが75%水準以上の場合200%支給、50%水準で100%支給、25%水準で50%支給とし、25%水準未満の場合には支給率を0%とします。

75%水準と50%水準の間水準 (X) %時の支給率 (Y) %は、 $Y = 4 * (X - 50) + 100$ です。

50%水準と25%水準の間水準 (X) %時の支給率 (Y) %は、 $Y = 2 * (X - 25) + 50$ です。

3. 品質目標

①QARAの組織体制・製造プロセス・品質マネジメントシステム・医療事業のクオリティカルチャーに存在すると考えられる根本原因 (脆弱性) の改善に対する中長期的な主要な取り組みの目標を業績連動型株式報酬 (PSU) の報酬評価の目標値とします。

②報酬委員会は社外取締役で構成されたイノベーション&セーフティ (I&S) 委員会と連携し、報酬評価の目標値や達成率の妥当性を判断します。

4. ESG

評価期間の各年度のDJSI-Index (Dow Jones Sustainability Index) より決定します。

評価結果は以下のとおりです。

評価指標	比率	目標 (100%支給)	結果	支給率
EPS成長率	20%	(調整後) 8%	(注) 1	12.9%
相対TSR	40%	50%ile (Peer group)	25%ile未滿	0%
品質目標	30%	品質目標の達成度	目標を下回る水準	85.0%
ESG	10%	DJSI-Index	(注) 2	200.0%

(注) 1. EPS成長率 (調整後) の各年度の結果は以下のとおりです。

	結果
2024年3月期	-12.7%
2025年3月期	39.9%
2026年3月期	-21.4%

2. DJSI-Indexの各年度の結果は以下のとおりです。

	結果
2024年3月期	World
2025年3月期	World
2026年3月期	World

以上の実績を踏まえ、報酬委員会において支給率を算出し、支給率は各評価指標の支給率の合計48.1%となりました。各執行役に付与されているPSUユニット数にこの支給率を乗じ、支給株数を算出します。

■ 報酬リスクマネジメント

<株式保有ガイドライン>

a. 取締役

日本居住者	全ての事後交付型譲渡制限付株式報酬 (RSU) は、退任時に権利確定とするため、株式保有ガイドラインは設定していません。
日本非居住者	基本報酬 (BS) の1倍以上とします。おおよそ就任後5年で達成するレベルです。ただし、この5年という期間は、納税を目的とした知る前計画による売却の影響を考慮していません。

b. 執行役

株主と経営層 (執行役) の利害の共有を図る目的で、基本報酬 (BS) の5倍以上とする株式保有ガイドラインを設定します。株式保有ガイドラインは、目標達成状況に左右されますが、おおよそ就任後5年で達成するレベルとしています。

<クローバック条項>

経営層（執行役）の無謀な投資、不正会計処理、重大なコンプライアンス違反等の抑止力とすることを目的に、クローバックを設定しています。クローバックの対象は、執行役の短期インセンティブ報酬（STI）および長期インセンティブ報酬（LTI）で、以下の事象が発生した場合に当該支給済みの報酬の全部または一部の返還を請求することができます。

- a. 当社または当社グループにおける財務諸表の正確性に疑義が生じたことにより、当社の連結財務諸表に関する過年度決算の修正がなされ、かつ、提出済の有価証券報告書の訂正が必要となった事象
- b. 執行役の意思決定による過剰なM&Aなどによる一時的な売り上げ増などにより、報酬が上積みされ、その後大きな損失が発生したような事象
- c. 執行役による企業価値を棄損するオリンパスグローバル行動規範への重大な違反
- d. 執行役が法令、社内規程または当社との間において締結した契約に、重要な点で違反したと認められる事象

なお、個別事象に対するクローバックの適用の最終決定は報酬委員会が行い、取締役会に報告します。

■ 取締役および執行役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)	
		基本報酬	業績連動金銭報酬	非金銭報酬	その他		
取締役	社内	1,145	356	290	357	140	4
	社外	225	186	-	39	-	12
	計	1,370	543	290	397	140	16
執行役	3,239	1,036	650	661	892	16	

- (注) 1. 「基本報酬」には2026年3月期に支払った金額、短期インセンティブ報酬（STI）である「業績連動金銭報酬」および長期インセンティブ報酬である「非金銭報酬」（事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）および業績連動型株式報酬（PSU））には2026年3月期に費用計上すべき金額を記載しています。「その他」には、2026年3月期に退任した執行役（取締役を兼務する執行役を含む）に係る、2027年3月期以降に発生する費用として2026年3月期に引当計上した金額を含みます。
2. 執行役は上記の16名のほかに、取締役を兼務する執行役が2名います。その2名の報酬等は社内取締役としての報酬等に含めて記載しています。
3. 当社は、執行役を兼務しない取締役に対して業績連動報酬（業績連動金銭報酬および業績連動型株式報酬（PSU））を支給していません。
4. 海外法人との間に雇用契約がある執行役に対しては、当該雇用契約に基づき給付される諸手当や福利厚生相当額を支給しています。その額は上表の「基本報酬」記載の金額に含まれます。また海外法人に在籍しつつ、当社において執行役に就任しており、日本を主たる居住地として執行を行った者に対しては、所得税について、当該国居住者との間で税負担の一貫性が保てるよう、必要な税額調整を行っています。当該取扱いに伴い発生する税金等の額も上表の「基本報酬」記載の金額に含まれます。
5. 上記の表には2023年6月27日開催の2023年3月期定時株主総会終結の時をもって退任した社内取締役1名および社外取締役1名、2024年6月26日開催の2024年3月期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役3名、および2025年6月26日開催の2025年3月期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでいます。また、執行役については、2026年3月期より前に退任した者（計5名）を含んでいます。
6. 社外取締役1名から報酬辞退の申し出があり、報酬委員会として支給しないことを決定したため、上記社外取締役の員数には含めていません。
7. 2024年10月28日付で辞任により退任した取締役を兼務する執行役の所得税の税額調整に関わる費用の還付金550百万円については、上表の報酬には含めていません。

■ 取締役および執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

報酬委員会は2026年3月期に係る報酬等の内容について、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容、決定方針の適用の整合性、また報酬等の決定結果の合理性などを含めて、審議を行った上で決定していることから、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しています。なお、報酬委員会は、独立報酬コンサルタントのPay Governance LLC社から、競争力ある報酬レベルとプラクティスを理解するための市場データとガイダンスの提供を受けて活用しました。また、取締役および執行役の報酬に関する全ての重要な事項に関して同社からアドバイスを受けました。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	岩 崎 真 人	公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会保障委員会 委員長 株式会社Rock&Company 代表取締役兼チーフエグゼクティブオフィサー 株式会社IGPIグループ シニア・エグゼクティブ・フェロー 株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ 社外取締役
社 外 取 締 役	デイビッド・ロバート・ヘイル	ValueAct Capital Management L.P. 共同チーフエグゼクティブオフィサー
社 外 取 締 役	市 川 佐 知 子	田辺総合法律事務所 パートナー 東京エレクトロン株式会社 社外取締役 公益社団法人会社役員育成機構 理事 アズビル株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	観 恒 平	観恒平公認会計士事務所 所長 国際会計士連盟 (IFAC) ボードメンバー 日本公認会計士協会 シニアアドバイザー 協和キリン株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	ゲイリー・ジョン・ブルーデン	Lantheus Holdings Inc. 社外取締役 GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー OSSIO, Inc. 社外取締役 Avisi Technologies, Inc. 社外取締役
社 外 取 締 役	石 野 博	日本板硝子株式会社 社外取締役 関西ペイント株式会社 名誉顧問 株式会社LIXIL 社外取締役

- (注) 1. 岩崎真人、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデンおよび石野博の各氏の重要な兼職先である法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
2. デイビッド・ロバート・ヘイル氏の重要な兼職先であるValueAct Capital Management L.P.が管理するValueAct Capital Master Fund, L.P.は、当社の株式を保有しています。

(2) 当期における主な活動状況

当社の社外取締役は、取締役会が決定した当社の経営の基本方針に基づき、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、取締役および執行役の職務をモニタリングするとともに、経営陣から独立した客観的な立場で、また様々なステークホルダーの視点をもって意見および提言を行っています。

	出席状況	発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 岩崎 真人	取締役会 12回/12回 指名委員会 12回/12回	取締役会では、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対し必要な発言を行っています。取締役会議長として、取締役会の実効性向上に向けた取り組みを推進し、各委員会の連携強化をリードしています。また、取締役会後には、社外取締役のみの意見交換の場を設けるとともに、経営陣との対話も適宜行うことで、取締役会での議論の質向上とガバナンス強化に寄与しています。また、指名委員会の委員長として、取締役および執行役の選任やサクセッションプランに係る審議を主導し、その職責を果たしています。
取締役 デイビッド・ロバート・ヘイル	取締役会 12回/12回 報酬委員会 9回/9回	取締役会では、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対し必要な発言を行っています。特に、グローバル経営に関する多角的な知見に基づき、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、報酬委員会では、取締役および執行役の報酬内容に係る審議において積極的に発言を行うなど、その職責を果たしています。
取締役 ジミー・シー・ビーズリー	取締役会 11回/12回 報酬委員会 9回/9回	取締役会では、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対し必要な発言を行っています。特に、グローバルでの医療事業における専門的知見に基づき、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、報酬委員会では、委員長として取締役および執行役の報酬内容に係る審議を主導し、その職責を果たしています。
取締役 市川 佐知子	取締役会 11回/12回 監査委員会 10回/10回	取締役会では、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対し必要な発言を行っています。特に、グローバルかつ高度な専門性に基づき、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、監査委員会では、取締役および執行役の職務執行の監査に係る審議において積極的に発言を行うなど、その職責を果たしています。

	出席状況	発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 観 恒平	取締役会 12回／12回 監査委員会 10回／10回	取締役会では、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対し必要な発言を行っています。特に、グローバルかつ高度な専門性に基づき、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、監査委員会では、委員長として取締役および執行役の職務執行の監査に係る審議を主導し、その職責を果たしています。
取締役 ゲイリー・ジョン・プルデン	取締役会 12回／12回 指名委員会 12回／12回	取締役会では、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対し必要な発言を行っています。特に、グローバル経営に関する多角的な知見に基づき、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、指名委員会では、取締役および執行役の選任やサクセッションプランに係る審議において積極的に発言を行うなど、その職責を果たしています。
取締役 ルアン・マリー・ペンディ	取締役会 12回／12回 指名委員会 10回／10回 報酬委員会 3回／3回	取締役会では、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対し必要な発言を行っています。特に、グローバルかつ高度な専門性に基づき、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、指名委員会では、取締役および執行役の選任やサクセッションプランに係る審議において積極的に発言を行うなど、その職責を果たしています。
取締役 石野 博	取締役会 7回／9回 報酬委員会 6回／6回	取締役会では、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対し必要な発言を行っています。特に、グローバルかつ広範な知見に基づき、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、報酬委員会では、取締役および執行役の報酬内容に係る審議において積極的に発言を行うなど、その職責を果たしています。

(注) 1. 取締役ルアン・マリー・ペンディ氏の報酬委員会の当期における出席状況は、2025年6月26日までの委員在任中に開催されたものを対象としています。また、指名委員会の当期における出席状況は、2025年6月26日の委員就任後に開催されたものを対象としています。
2. 取締役石野博氏の取締役会および報酬委員会の当期における出席状況は、2025年6月26日の取締役および委員就任後に開催されたものを対象としています。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

区 分	支給額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	247百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	306百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査委員会は、会計監査人の報酬等について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の執行状況および監査報酬の見積りの算出根拠など必要な情報の入手および検証を行った結果、会社法第399条第1項の同意をしました。
3. 当社の重要な子会社であるOlympus Corporation of the Americas、Olympus Europa Holding SE、Olympus (China) Co., Ltd.およびOlympus Corporation of Asia Pacific Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、非監査業務として、各種アドバイザリー業務を委託し、その対価を支払っています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および信頼性に影響を及ぼす事象が生じたことにより、当社における監査が適切に実施されないと認められる場合、さらなる監査品質の向上を志向する場合、またはその他必要があると判断した場合には、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。

当社は、この基本思想のもと、当社および子会社（以下、「オリンパスグループ」）の業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとしています。

I オリンパスグループにおける業務の適正を確保するための体制

【当社の体制】

- (1) 当社は、指名委員会等設置会社として、経営の監督と執行の明確な分離により、ガバナンスの強化ならびに透明性の一層の向上および業務執行の意思決定の迅速化・効率化を図ります。
- (2) 取締役会は、監督機能を高める観点から、取締役の半数以上を独立社外取締役で構成し、オリンパスグループの経営に係る重要事項を決定するとともに、執行役の職務の執行を監督します。
- (3) 当社は、法定の委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）に加えて、任意の委員会として、独立社外取締役で構成されるイノベーション&セーフティ（I&S）委員会を設置します。イノベーション&セーフティ（I&S）委員会は、患者さんの安全管理、品質および製品規制遵守ならびに研究開発プロセスについて継続的な監督およびガバナンスを担います。
- (4) CEOは、執行の最高責任者として他の執行役を統括し、執行における全責任を負います。
- (5) 執行役は、取締役会から委任された事項について意思決定を行い、オリンパスグループ全体における自己の管掌範囲の業務を執行します。また、取締役会に、その職務の執行について定期的に報告します。
- (6) グループ経営執行会議は、執行役で構成され、オリンパスグループ全体の業務執行における重要事項について審議およびモニタリングを行います。

1. オリンパスグループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営理念およびオリンパスグローバル行動規範等の「経営の基本方針」を定め、執行役の職務の執行を監督します。
- (2) 執行役は、オリンパスグループの役員および使用人が遵守すべき方針や手続き等を明確にした各種規程類を制定し、オリンパスグループにおける職務を執行します。また、規程類に係る継続的な教育等を行うことにより、その内容の浸透およびオリンパスグループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
- (3) 当社は、コンプライアンス活動に関してオリンパスグループ全体を統括する責任者を任命し、統括機能を設置します。統括機能は、社内規程に基づき、オリンパスグループのコンプライアンスに関する施策の推進および使用人に対する教育等を実施します。また、グローバルおよび各地域に通報受付窓口を設置し、コンプライアンス違反に関する通報を受け付けます。
- (4) 当社は、CEO 直轄の内部監査機能を設置します。内部監査機能は、社内規程に基づき、オリンパスグループの各種内部監査を実施し、その結果をCEO および監査委員会に対して報告します。当社は、その結果を踏まえ、適切な措置を講じます。

【運用状況の概要】

- (1) 当社は、「経営の基本方針」において、オリンパスグループの役員および従業員が遵守すべき基本事項として「経営理念」および「オリンパスグローバル行動規範」等を定めています。執行役は本方針に基づき業務執行を行い、取締役会はそれを監督しています。
- (2) 執行役は、オリンパスグループの従業員に対して、社内メッセージの配信、e-learningの実施およびタウンホールミーティングの開催を通じて「オリンパスグローバル行動規範」への理解および遵守を促進するほか、オリンパスグループの業務遂行の基礎となる「オリンパスグローバル規程/Olympus Global Rules」である品質および輸出管理等の各種規程類に係る研修やe-learning等を実施することにより浸透を図っています。また、オリンパスグループの取引に関して、日本国内の取引においては反社会的勢力排除について社内規程に基づいた調査を実施しているほか、海外の取引においては各地域または各機能にて取引先に対するデューデリジェンスを実施し、法令等の遵守を確認しています。
- (3) チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）は、オリンパスグループにおけるコンプライアンス活動を統括します。CCOは、日本、米州、欧州、アジア等の各地域におけるコンプライアンス活動の責任者で構成されるグローバルコンプライアンスリーダーシップチームの議長を務め、グローバル全体でコンプライアンス活動を推進し、取締役会、監査委員会およびグループ経営執行会議に当該活動の報告をしています。また、懸念事項の報告を希望する者が多言語で24時間利用できる、グローバルな内部通報受付窓口「オリンパス・インテグリティ・ライン」を設置しているほか、各地域にも個別の窓口を設置しています。さらに、CCOからオリンパスグループの全従業員に向け、コンプライアンス遵守と内部通報制度活用促進のメッセージを配信すること等により、不正行為の防止および早期発見に努めています。
- (4) チーフインターナルオーディットオフィサー（CIAO）は、オリンパスグループにおける内部監査業務を統括します。CIAOは、社内規程に基づき、オリンパスグループの年度内部監査計画について監査委員会の同意およびCEOの承認を受けています。また、内部監査の実施状況および結果について監査委員会およびCEOに報告しています。

2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

執行役は、各地域において規程類を定め、重要な文書または電磁的情報を保存および管理するとともに、必要に応じて閲覧できる状態を維持します。

【運用状況の概要】

執行役は、執行役の職務の執行に係る重要な情報について、各地域の法令および規程に基づき、文書および電磁的情報を適切に保存・管理しています。また、取締役が、重要な文書または電磁的情報を必要なときに閲覧できるものとしています。

3. オリンパスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会およびグループ経営執行会議等の会議体は、慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。
- (2) 当社は、オリンパスグループのリスクマネジメントを担当する機能を設置します。担当機能は、社内規程に基づき、オリンパスグループの事業活動に伴う重大リスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限に留めるためのリスクマネジメント体制を整備し、その適切な運用および管理にあたります。

緊急事態発生時には、執行役等に緊急報告を行い、速やかに対処します。

- (3) 当社は、オリンパスグループにおける損失のリスク（品質、製品安全、輸出入管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等）に関して、領域ごとに所管する機能を設置します。各所管機能は、規程類を制定し、オリンパスグループの予防的リスクマネジメントおよび教育を実施します。

【運用状況の概要】

- (1) 執行役は、経営戦略や事業計画等のオリンパスグループの経営に係る重要事項について、グループ経営執行会議での十分な審議を経たうえで取締役会の承認を受けています。また、執行役は、取締役会から委任された事項について社内規程に基づき意思決定を行い、取締役会付議・報告基準に基づき取締役会に報告しています。さらに、電子決裁システムによる決裁手続きの適正な運用によりグループの事業リスクの管理を行っています。
- (2) オリンパスグループにおける企業リスクに対処し、各法令等を遵守するための体制を確立、運用することを目的とした、グローバルおよび各地域のリスクアシュアランス・コンプライアンス委員会（G-RACCおよびR-RACC）を設置し、グローバル全体でリスクマネジメントの取り組みを行っています。当期は、リスクマネジメント担当機能にて各事業および各機能とともにリスク評価を実施し、その結果をG-RACC、グループ経営執行会議および取締役会に報告しました。また、災害が発生した場合の迅速な対応のため、定期的な訓練等を実施しています。
- (3) オリンパスグループにおける個々の損失のリスク（品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等）に関して、各所管機能において規程の制改定やオリンパスグループの従業員に対する教育等を実施しています。特に、当期は、前期から引き続き、品質保証・法規制対応の変革プロジェクト「Elevate」を通じて、品質保証および法規制のプロセス強化に取り組みました。また、情報セキュリティにおいても、引き続きオリンパスグループ全体でより迅速な対応を可能とするインシデント対応体制の強化に取り組んでいます。

4. オリンパスグループの職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、意思決定の迅速化および効率化を図るため、執行役に対し適切な権限移譲を行います。執行役は、取締役会が定めた職務分掌に基づき、オリンパスグループ全体における管掌範囲の職務を執行します。また、社内規程を整備し、管掌範囲における主要な職位の責任と権限を明確にします。

【運用状況の概要】

取締役会は、オリンパスグループの経営戦略に基づく事業計画その他の重要事項について承認する一方、取締役会で決議すべき事項以外の業務執行事項については、執行役に委任し、意思決定の迅速化および効率化を図っています。なお、当期は、取締役会を12回開催しました。また、取締役会は、執行役の職務分掌および指揮命令の関係を適切に決定しています。執行役は、その職務の執行状況について取締役会へ報告しています。さらに、社内規程において、意思決定に関与する各ポジションの責任と権限を明確にすることにより、適正かつ効率的な意思決定が行われる体制を整備しています。また、当社は、社内規程に基づき、定期的に子会社の資金、為替および金融機関取引状況を取得し統括管理するとともに、オリンパスグループ全体の資金状況を定期的に執行役へ報告しています。

5. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、オリンパスグループの各地域に属する複数の子会社を管理・統括する地域統括会社を設置します。地域統括会社の責任者は、社内規程に基づき、子会社の経営状況等についてCEOに報告します。

また、子会社の経営上の重要事項について、社内規程に基づき、当社の承認または当社への報告を義務付けます。

【運用状況の概要】

地域統括会社の責任者は、R-RACCにおいて子会社の経営状況等を確認し、必要に応じて、G-RACCを通じCEOに報告しています。また、当社は、社内規程に基づき、子会社から必要な財務情報を適時適切に取得し、内容の確認および承認を行っています。

当社では、各機能長がオリンパスグループにおける当該機能全体を管理しています。また、子会社の重要事項については、社内規程に基づき、当社において審議しています。

II 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

1. 監査委員会の職務を補助すべき使用人ならびに当該使用人の執行役からの独立性および実効性の確保に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置し、また、必要に応じて兼任の使用人を配置します。これらの監査委員会の職務を補助すべき使用人は、社内規程の定めに従い、監査委員会の指揮および命令に基づいて職務を遂行します。さらに、監査委員会の職務を補助すべき専任の使用人の任免、異動、賃金および人事評価等については監査委員会の同意を得たうえで決定することで、監査委員会からの指示の実効性および執行からの独立性を確保します。

【運用状況の概要】

当社は、監査委員会室を設置し、2026年3月31日時点において専任の使用人を1名配置しています。当該使用人は、コーポレートセクレタリー部門の他の使用人とともに、監査委員会の指揮および命令に基づいて職務を遂行しています。また、監査委員会の職務を補助すべき専任の使用人の任免、異動、賃金および人事評価等については監査委員会の同意を得たうえで決定することで、監査委員会からの指示の実効性および執行からの独立性を確保しています。

2. オリンパスグループの役員および使用人が監査委員会に報告をするための体制

- (1) オリンパスグループの取締役（監査委員を除く）、執行役、監査役および使用人は、法令および定款の重大な違反となる事実、オリンパスグループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実、またはオリンパスグループの業務に著しく不当な事実を発見したときは、直接または担当機能を通じ直ちに監査委員会に報告します。その他、法令および社内規程に基づき、監査委員会がオリンパスグループの取締役、執行役および使用人等に対して報告を求めたときは、当該取締役、執行役および使用人等は速やかに監査委員会に報告します。
- (2) コンプライアンス活動に関してオリンパスグループ全体を統括する責任者は、オリンパスグループにおける

コンプライアンスに関する状況を監査委員会に対して定期的に報告します。また、内部通報制度に基づく通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告します。

(3) 内部監査機能は、オリンパスグループにおける内部監査の状況を監査委員会に対して定期的に報告します。

[運用状況の概要]

- (1) 当社および子会社の取締役、執行役、執行役員および使用人は、法令等の重大な違反となる事実、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときには、直接または「オリンパス・インテグリティ・ライン」等の内部通報受付窓口を通じて、その事実を監査委員会に報告します。内部通報受付窓口については、社内メッセージの配信やイントラネットへの掲載により周知し、活用を促進しています。また、当社および子会社の取締役、執行役、執行役員および使用人は、監査委員会から報告を求められたときは、速やかに監査委員会に報告するなど、綿密な連携を図っています。
- (2) CCOは、定期的および必要な都度、コンプライアンスに関する状況ならびに内部通報状況および調査結果を監査委員会に報告しています。
- (3) CIAOは、定期的および必要な都度、内部監査の計画および監査状況を監査委員会に報告しています。

3. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内規程に基づき、監査委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む）を行いません。

[運用状況の概要]

当社は、社内規程において、監査委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇を行うことを禁止し、これを遵守しています。

4. 監査委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、社内規程に基づき、監査委員による職務の執行に伴う費用の前払または償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じ速やかに支出します。

[運用状況の概要]

当社は、監査委員会の活動に関する予算を計上し、監査委員の求めに応じて、必要な費用を適宜精算しています。

5. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) オリンパスグループの取締役、執行役および使用人は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保します。
- (2) 当社は、監査委員会が取締役、執行役および会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。

(3) 当社は、監査委員がグループ経営執行会議の資料および議事録を閲覧し、監査委員会の求めに応じ重要な会議に出席する機会を確保します。

(4) 監査委員会は、内部監査機能から監査結果等について報告を受けるとともに、必要に応じて監査委員会が内部監査機能に指揮・命令権を行使するなど、内部監査機能と緊密な連携を図ります。

(5) 当社は、監査委員会の求めに応じて、子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保します。

[運用状況の概要]

- (1) 監査委員会は、当社および子会社の取締役、執行役、執行役員および使用人に対するヒアリングを適宜実施しました。
- (2) 監査委員会は、取締役、執行役、執行役員および会計監査人、その他必要な者と、定期的および必要な都度、意見交換を行っています。
- (3) 当社は、監査委員会がグループ経営執行会議の資料および議事録を必要ときに閲覧できるものとしています。また、監査委員会の求めに応じて、重要な会議に出席する機会を確保しています。
- (4) CIAOは、定期的および必要な都度、監査委員会に報告し、監査委員会は、必要に応じて調査を求め、または具体的な指示を行っています。
- (5) 監査委員会は、子会社の情報をCIAOおよびその他内部統制機能（リスク・アシュアランス・アンド・コンプライアンスの責任者、チーフファイナンシャルオフィサー（CFO）および経理機能の担当者）から報告聴取しています。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するため、必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

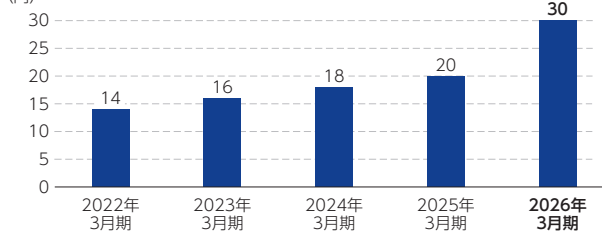
当社はこれまで、成長ドライバーへの投資を優先した上で、配当については、安定的かつ段階的に増配し、自己株式の取得については、投資機会と資金状況に応じて機動的に実施する方針としてきました。

成長を牽引する機会への投資を最優先とするキャピタルアロケーションの方針に変更はありません。株主還元については、今後、1株当たり配当金の維持を基本としていく考えですが、自己株式の取得を含む株主の皆様へ価値を還元する方法については、柔軟性を確保していきます。

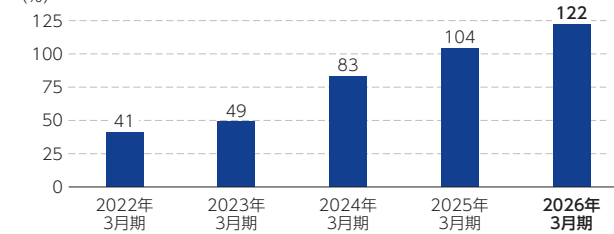
当期の期末配当金につきましては、2026年5月12日開催の取締役会決議により、公表予想どおり、前期より10円増配の1株当たり30円としました。効力発生日および支払開始日は、2026年6月4日です。

(ご参考)

■ 1株当たり配当額
(円)



■ 総還元性向
(%)



連結計算書類

連結財政状態計算書

科目	2026年3月期 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	706,308
現金及び現金同等物	188,038
営業債権及びその他の債権	236,833
その他の金融資産	28,421
棚卸資産	207,092
未収法人所得税	13,255
その他の流動資産	32,669
小計	706,308
非流動資産	830,854
有形固定資産	287,209
のれん	194,238
無形資産	101,032
退職給付に係る資産	51,189
持分法で会計処理されている投資	1,397
営業債権及びその他の債権	84,223
その他の金融資産	35,368
繰延税金資産	70,716
その他の非流動資産	5,482
資産合計	1,537,162

(単位：百万円)

科目	2026年3月期 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	436,874
営業債務及びその他の債務	80,646
社債及び借入金	79,876
その他の金融負債	26,982
未払法人所得税	30,828
引当金	16,318
その他の流動負債	202,224
非流動負債	288,248
社債及び借入金	159,700
その他の金融負債	66,611
退職給付に係る負債	20,019
引当金	9,632
繰延税金負債	12,092
その他の非流動負債	20,194
負債合計	725,122
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分	812,040
資本金	124,643
資本剰余金	93,101
自己株式	△26,631
その他の資本の構成要素	198,596
利益剰余金	422,331
資本合計	812,040
負債及び資本合計	1,537,162

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	2026年3月期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	1,010,676
売上原価	356,586
売上総利益	654,090
販売費及び一般管理費	507,080
持分法による投資損益	△3,700
その他の収益	11,345
その他の費用	57,535
営業利益	97,120
金融収益	6,171
金融費用	9,297
税引前利益	93,994
法人所得税費用	25,822
当期利益	68,172
当期利益の帰属	
親会社の所有者	68,172
当期利益	68,172

連結持分変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	親会社の所有者に帰属する持分						資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	利益剰余金	合計	
2025年4月1日 残高	124,643	92,433	△27,923	141,613	420,967	751,733	751,733
当期利益					68,172	68,172	68,172
その他の包括利益				62,279		62,279	62,279
当期包括利益	—	—	—	62,279	68,172	130,451	130,451
自己株式の取得			△50,002			△50,002	△50,002
自己株式の処分		△98	98			0	0
自己株式の消却		△49,032	49,032			—	—
剰余金の配当					△22,556	△22,556	△22,556
利益剰余金から資本剰余金への振替額		49,551			△49,551	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替額				△5,296	5,296	—	—
株式報酬取引		247	2,164		3	2,414	2,414
所有者との取引額等合計	—	668	1,292	△5,296	△66,808	△70,144	△70,144
2026年3月31日 残高	124,643	93,101	△26,631	198,596	422,331	812,040	812,040

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社(以下、「当社グループ」)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下、IFRS)に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載および注記の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況
連結子会社の数 80社

主要な連結子会社の名称
Olympus Corporation of the Americas
Olympus Europa Holding SE
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited
Olympus (China) Co., Ltd.

連結範囲の変更
(除外) 1社
Olympus doo Beogradは、当連結会計年度に清算終了したことに伴い、連結子会社から除外しています。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の状況
持分法適用会社の数 3社

主要な会社等の名称
ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)
Swan EndoSurgical, Inc.

持分法範囲の変更
(新規) 1社
Swan EndoSurgical, Inc.は、当連結会計年度に新規に出資を行い共同支配企業に分類したことに伴い、持分法適用会社を含めています。

(除外) 1社
Distalmotion SAは、影響力が低下したため、当連結会計年度より持分法適用会社から除外しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産

①当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権はその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産に関する契約の当事者となった取引日に、当初認識しています。当初認識時において金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

②分類及び事後測定

金融資産については、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、もしくは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

(償却原価で測定する金融資産)

金融資産のうち、以下の要件をともに満たすものは、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する事業モデルの中で保有されている
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる

償却原価で測定する金融資産は当初認識後、実効金利法による償却原価によって測定しています。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式などの資本性金融商品については、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しています。認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合に、その他の包括利益の累積額を直接利益剰余金に振替えています。

なお、当該金融資産から生じる配当金については、純損益として認識しています。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は当初認識後、公正価値の変動を純損益として認識しています。

③金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループでは、金融資産にかかる信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを報告期間の末日ごとに評価し、著しく増加していない場合には12か月の予想信用損失に等しい金額を、信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を、貸倒引当金として認識しています。なお、営業債権、契約資産及びリース債権は常に、全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しています。

④認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時点、又は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡し、リスクと経済的便益のほとんどすべてを移転した時点で、金融資産の認識を中止しています。

(2) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク及び金利リスクをヘッジする目的で、為替予約、金利スワップ契約及び金利通貨スワップ等のデリバティブを利用するほか、持分法で会計処理されている投資に係る買建コール・オプション及び売建プット・オプション等のデリバティブを保有しており、これらのデリバティブは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しています。また、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブをヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しています。ヘッジ会計の適用に当たっては、ヘッジ開始時に、ヘッジ関係、リスク管理目的及び戦略について、公式に指定並びに文書化を行っています。当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジするリスクの性質、及びヘッジの有効性を判定する方法が記載されており、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。

当社グループでは、ヘッジ会計の要件を満たす金利及び金利通貨関連のデリバティブ取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジを適用しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段にかかる公正価値の変動額のうち、ヘッジの効果が有効な部分はその他の包括利益に認識し、ヘッジ対象取引を実行し純損益に認識するまでその他の資本の構成要素として認識しています。また、有効でない部分は純損益として認識しています。

その他の資本の構成要素に認識したヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素として認識している金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として会計処理しています。

予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、ヘッジ会計を中止し、従来その他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振替えています。ヘッジ会計を中止した場合であっても、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生の可能性が見込まれる場合には、ヘッジ会計の中止時までにはその他の資本の構成要素として認識していた金額を、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に認識しています。

なお、当社グループは公正価値ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジは行っていません。

(3) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い方の金額で測定しています。取得原価には、購入原価および加工費、ならびに棚卸資産が現在の場所と状態に至るまでに発生したその他のコストが含まれ、主として加重平均法に基づいて算定されています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した金額です。

(4) 有形固定資産

有形固定資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

有形固定資産の取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれています。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです（使用権資産を除く）。

- ・建物および構築物：2～50年
- ・機械装置および運搬具：2～10年
- ・工具、器具および備品：2～15年

見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(5) のれん

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

のれんは償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。減損損失が発生した場合には、純損益として認識しています。

(6) 無形資産

無形資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

個別に取得した無形資産の取得原価には、資産の取得に直接起因する費用が含まれています。企業結合において取得した無形資産は取得日現在の公正価値で測定しています。また、自己創設無形資産には資産化の要件を満たす開発費用を認識し、要件を満たさない場合には発生時に費用として認識しています。

耐用年数を確定できない無形資産を除いて、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・開発資産：4～8年
- ・ソフトウェア：3～5年
- ・その他：3～15年

見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産は償却を行わず、毎期または減損の兆

候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

(7) リース

①借手リース

借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するのではなく、単一の会計モデルを導入し、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識しています。

リース負債は、リース開始日において支払われていないリース料総額の現在価値で測定しています。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料並びに原状回復コスト等を調整した額を当初測定額としています。使用権資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で償却しています。

リース期間は、解約不能期間を基準として、合理的に確実なオプション期間を見積もり加減しています。また、支払リース料総額をリース負債元本相当部分と利息相当部分とに区分し、支払リース料の利息相当部分への各期の配分額は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように算定のうえ、純損益として認識しています。

契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には当該契約がリース又はリースを含むと契約開始時に判断しています。

また、短期リース及び原資産の価値が少額であるリースについては、使用権資産とリース負債の認識を行わず、支払リース料を費用として認識しています。なお、使用権資産およびリース負債は連結財政状態計算書上、それぞれ「有形固定資産」「その他の金融負債」に含めて表示しています。

②貸手リース

資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリース取引をファイナンス・リースに、それ以外の場合はオペレーティング・リースに分類しています。

ファイナンス・リース取引においては、リース投資未回収総額の現在価値を、リース期間の起算日に収益に認識し、対応する金額をリース債権として認識しています。また、未稼得金融収益は、リース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、当該期間に帰属する部分を収益に認識しています。

オペレーティング・リース取引においては、対象となるリース物件を連結財政状態計算書上で認識し、受取リース料をリース期間にわたって定額法により収益に認識しています。

(8) 非金融資産の減損

非金融資産（棚卸資産、繰延税金資産、退職給付に係る資産および売却目的で保有する非流動資産を除く）の帳簿価額について、報告期間の末日ごとに減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しています。ただし、のれん、耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産については、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。全社資産は独立したキャッシュ・イン・フローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、当該全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額に基づき減損テストを実施しています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前の割引率を用いて現在価値に割引いています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に当該単位内のその他の資産に対し、各資産の帳簿価額に基づき比例按分しています。

過去の期間に認識した減損損失について戻入れを示す兆候が存在し、資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に、減損損失を戻入れしています。減損損失の戻入れ後の帳簿価額は、減損損失を認識しなかった場合に戻入れが発生した時点まで減価償却又は償却を続けた場合の帳簿価額を上限としています。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れをしていません。

(9) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

継続的使用ではなく主に売却取引により回収される非流動資産又は処分グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産又は処分グループに分類しています。

売却目的保有に分類されている間又は売却目的保有に分類されている処分グループの一部である間は、非流動資産は減価償却又は償却を行わず、売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループを、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い金額で測定しています。

当社グループは、経営上の意思決定を行う単位としての事業について、既に売却された場合、あるいは売却目的の保有として分類すべき要件を満たした場合に、当該事業を非継続事業として分類することとしています。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として当社グループが現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

貨幣の時間的価値の影響が重要である場合、引当金は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いて測定しています。

(11) 従業員給付

①退職後給付

当社グループは、確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しています。

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

確定給付制度債務の現在価値への割引に使用する割引率は、退職後給付債務と通貨や期日が整合する優良社債の利回りを参照して決定しています。

確定給付制度に係る資産または負債は、制度ごとの確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額として算定しています。

確定給付型年金制度から生じる再測定による差額は、発生した期においてその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振替えています。また、過去勤務費用は発生時に純損益として認識しています。

確定拠出型年金制度への拠出は、従業員が関連するサービスを提供した期間に応じて費用として認識しています。

②短期従業員給付

短期従業員給付は割引計算を行わず、関連する勤務が提供された時点で費用として認識しています。当社グループが従業員から過去に提供された勤務の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額の信頼性のある見積りが可能である場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しています。

③その他の長期従業員給付

当社グループは、年金制度以外の長期従業員給付として、一定の勤続年数に応じた特別休暇や報奨金制度を有しています。その他の長期従業員給付に対する債務額は、従業員が過年度および当年度において提供した勤務の対価として稼得した将来給付の見積額を現在価値に割引いた額を負債として認識しています。

(12) 収益

当社グループは、内視鏡および治療機器の製造販売を主な事業としています。

消化器内視鏡ソリューション事業

消化器内視鏡ソリューション事業においては、消化器内視鏡、消化器処置具などの医療機器の販売並びにリース及び修理などの医療サービスを行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

消化器内視鏡ソリューション事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。なお、製品、および保守サービス等の複数の要素から構成される取引については、販売する製品および提供するサービス等が単独で独立の価値をもつ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、取引総額を各構成要素の独立販売価格に基づいて比例的に配分しています。

医療機器に関する保守契約については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しています。

医療機器に関する貸手のリース取引については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (7) リース」に従って会計処理しています。なお、リース契約に関するリース料は、個々の契約に定められた支払い条件に基づき受領しています。

サージカルインターベンション事業

サージカルインターベンション事業においては、泌尿器科製品、呼吸器科製品、外科内視鏡、エネルギー・デバイス並びに耳鼻咽喉科製品及び婦人科製品などの医療機器の販売を行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

サージカルインターベンション事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

5. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用、資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されており、その影響は、その見積りを見直した期間及びそれ以降の期間において認識しています。

連結計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりです。

・棚卸資産の評価（注記「4. 会計方針に関する事項 (3) 棚卸資産」）

棚卸資産は、取得原価で測定していますが、報告期間末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しています。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しています。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した棚卸資産の金額は、207,092百万円です。

・非金融資産の減損（注記「4. 会計方針に関する事項 (8) 非金融資産の減損」）

当社グループは、有形固定資産、のれん及び無形資産について、注記「4. 会計方針に関する事項」に従って、減損テストを実施しています。減損テストにおける回収可能価額の算定において、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しています。

これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

のれんの減損テストにおいて回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としています。

使用価値は、主として経営者が承認した事業計画、及び事業計画の期間経過後は成長率を基礎とした継続価値によるキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて計算しています。

事業計画は5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映し、外部情報及び内部情報との整合のうえ作成し、当該事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積っています。

使用価値の見積りにおける主要な仮定は、事業計画における成長率、営業利益率、計画期間経過後の成長率及び割引率です。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した有形固定資産、のれん及び無形資産の金額は、それぞれ287,209百万円、194,238百万円、101,032百万円です。

・引当金の測定（注記「4. 会計方針に関する事項（10）引当金」）

引当金は、将来において債務の決済に要すると見込まれる支出の期末日における最善の見積りに基づいて測定しています。将来において債務の決済に要すると見込まれる支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しています。これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、引当金の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した引当金の金額は、25,950百万円です。

・偶発債務

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には、開示しています。

・確定給付制度債務の測定（注記「4. 会計方針に関する事項（11）従業員給付」）

確定給付企業年金制度については、確定給付制度債務と制度資産の公正価値の純額を負債又は資産として認識しています。確定給付制度債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれています。これらの前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しています。これら年金数理計算の前提条件は将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の金額は、それぞれ51,189百万円、20,019百万円です。

・繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。課税所得が生じる可能性の判断においては、成長率や営業利益率等の仮定を含む事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、それぞれ70,716百万円、12,092百万円です。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1) 流動資産	4,134百万円
(2) 非流動資産	7,179百万円

貸倒引当金のうち3,418百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして非流動資産の「営業債権及びその他の債権」に計上された長期未収入金3,418百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 467,724百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式	1,114,485,700株
------	----------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	22,556	20	2025年3月31日	2025年6月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年5月12日開催の取締役会において、配当に関する事項を次のとおり決議しました。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	33,033	利益剰余金	30	2026年3月31日	2026年6月4日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	159,200株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しています。

営業債権及びその他の債権に係る顧客の信用リスクは、社内規定に従い、主な外部取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により、リスク低減を図っています。

保有株式に係る市場価格リスクは、定期的に市場価格や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直すことにより、リスク低減を図っています。

外貨建の金融資産及び金融負債に係る為替変動リスクは、主に先物為替予約及び通貨スワップの利用により、リスク低減を図っています。また、一部の長期借入金に係る金利変動リスクは、金利スワップ取引を実施して利息の支払額を固定化することにより、リスク低減を図っています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値の測定レベルは、測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて以下の3つに区分しています。

レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）市場価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算定された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算定された公正価値

金融商品のレベル間の振替は、各期末日に発生したものと認識しています。なお、当連結会計年度において、レベル間の振替が行われた重要な金融商品はありませぬ。

(1) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される主な金融商品の測定方法は以下のとおりです。

上場株式はレベル1に区分し、各期末の市場価格によって測定しています。

非上場株式等はレベル3に区分し、類似公開会社比較法等の評価技法を用いて測定しています。

デリバティブ資産・負債のうち通貨デリバティブ及び金利デリバティブはレベル2に区分しています。通貨デリバティブは先物為替相場、金利デリバティブは市場金利や信用リスク、満期までの期間等の観察可能なデータに基づいて、それぞれ測定しています。

企業結合により生じた条件付対価及び持分法で会計処理されている投資に係る買建コール・オプション（以下、コール・オプション）及び売建プット・オプション（以下、プット・オプション）の公正価値は、レベル3に区分しています。条件付対価の公正価値は、将来の支払い可能性を見積り測定しています。また、コール・オプション及びプット・オプションは、対象となる株式の公正価値や、割引率、ボラティリティ、当社グループとリバイバル社が事前に合意した一定の目標の達成確率等のインプットを用いて算定しています。

公正価値で測定される主な金融商品の2026年3月31日（当連結会計年度末）における公正価値の測定レベル別の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	－	23,086	3,741	26,827
株式等	－	－	5,118	5,118
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式等	427	－	17,586	18,013
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	－	1,818	4,445	6,263
条件付対価	－	－	673	673

レベル3に区分された金融資産の増減は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	15,987
利得及び損失 (注)	
純損益	△11
その他の包括利益	40
取得	8,853
その他	1,576
期末残高	26,445

(注) 純損益に認識した利得又は損失は、主に連結損益計算書上の「金融収益」又は「金融費用」に表示しています。

純損益に認識した利得又は損失合計の内、当連結会計年度末において保有する金融商品に係るものは、当連結会計年度において△10百万円です。

レベル3に区分された金融負債の増減は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	1,689
決済	△230
公正価値の変動	△939
発生	4,191
その他	407
期末残高	5,118

(2) 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される主な金融商品の公正価値の測定方法は以下のとおりです。なお、これらの金融商品は主としてレベル2に区分しています。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

リース債権は、一定の期間ごとに区分した債権毎に、債権の額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値に基づいて測定しています。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

(社債及び借入金)

固定金利による社債及び借入金は、将来キャッシュ・フローを同様の社債の発行や新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて測定しています。

変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

なお、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

償却原価で測定される主な金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値がほぼ等しい金融商品は下表に含めていません。

	連結財政状態計算書 計上額 (百万円)	公正価値 (百万円)	差額 (百万円)
金融資産			
リース債権	136,674	135,370	△1,304
金融負債			
社債	134,717	129,643	△5,074
借入金	104,860	98,652	△6,208

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、当連結会計期間より従来の「内視鏡事業」及び「治療機器事業」を「消化器内視鏡ソリューション事業」及び「サージカルインターベンション事業」に再編成しています。

この組織再編に合わせて報告セグメントについても従来の「内視鏡事業」及び「治療機器事業」から「消化器内視鏡ソリューション事業」及び「サージカルインターベンション事業」に変更しています。

「消化器内視鏡ソリューション事業」及び「サージカルインターベンション事業」については、事業毎に分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績の評価を行うために、定期的に検討を行う単位となっていることから、これらの事業で計上する収益を売上高として表示しています。また、売上高は顧客の所在地に基づき地域別に分解しています。これらの分解した売上高と各事業セグメントの売上高との関連は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	消化器内視鏡 ソリューション	サージカル インターベンシ ョン	その他	計
日本	79,295	24,439	171	103,905
北米	264,926	140,567	－	405,493
欧州	192,047	89,022	1	281,070
中国	63,493	18,937	22	82,452
アジア・オセアニア	72,571	30,001	14	102,586
その他	25,027	10,143	－	35,170
合計	697,359	313,109	208	1,010,676
顧客との契約から認識した収益	616,835	289,773	208	906,816
その他の源泉から認識した収益	80,524	23,336	－	103,860

(注) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号に基づくリース収益等が含まれています。

2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

	2025年4月1日	2026年3月31日
顧客との契約から生じた債権	149,076	175,461
契約資産	347	290
契約負債	60,215	63,021

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、営業債権及びその他の債権に含まれており、契約負債は、その他の流動負債及びその他の非流動負債に含まれています。

当連結会計年度に認識された継続事業の収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は、55,283百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分した取引金額

残存履行義務の充足時期ごとの収益は、以下のとおりです。なお、個別の予想契約期間が1年以内の取引は、実務上の便法の規定を適用し当該開示には含みません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年以内	21,428
1年超	12,500
合計	33,928

国際最低課税額に対する法人税等に関する注記

法人所得税費用に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額は193百万円です。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	737.48円
2. 基本的1株当たり当期利益	61.32円

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第32条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施しました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元強化および資本効率の向上を図るため

(2) 取得に係る事項の内容

1. 取得対象株式の種類 当社普通株式
2. 取得しうる株式の総数 46,000,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 4.18%)
3. 株式の取得価額の総額 60,000百万円 (上限)
4. 取得期間 2026年5月13日～2027年3月31日
5. 取得方法 ①自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による市場買付け
②取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付け

(3) 消却に係る事項の内容

1. 消却対象株式の種類 当社普通株式
2. 消却する株式の総数 上記(2)により取得する自己株式のうち、今後株式報酬等として充当を見込む株数 (9,000,000株) を除いた全株式数
3. 消却予定日 2027年4月30日

(4) 上記取締役会決議に基づき当連結会計年度後に取得した自己株式

(受渡ベース)

1. 取得した株式の総数 38,948,300株
2. 株式の取得価額の総額 60,000百万円
3. 取得日 2026年5月15日

(約定ベース)

1. 取得した株式の総数 38,948,300株
2. 株式の取得価額の総額 60,000百万円
3. 取得日 2026年5月13日

その他の注記

1. その他の収益及びその他の費用

(1) その他の収益

その他の収益のうち、主なものは以下のとおりです。

(ライセンス使用許諾等に関する合意に基づく対価)

株式会社エビデントとのライセンス使用許諾等に関する合意に基づく対価として、5,995百万円を「その他の収益」に計上しています。

(固定資産売却益)

当社の連結子会社であるOlympus Czech Group, s.r.o.が保有する建物の売却益1,166百万円を「その他の収益」に計上しています。

(2) その他の費用

その他の費用のうち、主なものは以下のとおりです。

(品質関連費用)

各国当局の医療機器に対する品質法規制を遵守し、品質保証機能を強化する目的で、コンプライメント対応、医療機器報告（MDR）、プロセスおよび設計の検証等の改善活動費用10,781百万円を「その他の費用」に計上しています。

(減損損失)

消化器内視鏡ソリューション事業及びサージカルインターベンション事業における開発資産について、市場環境の変化等の影響により取得時に想定していた収益を見込めなくなったことから回収可能価額まで減額し、減損損失をそれぞれ5,179百万円、3,376百万円認識し、「その他の費用」に計上しています。

サージカルインターベンション事業における一部の技術関連資産等の無形資産について、市場環境の変化等の影響により取得時に想定していた収益を見込めなくなったことから回収可能価額まで減額し、減損損失1,595百万円を認識し、「その他の費用」に計上しています。

(組織変革及び人員最適化施策)

グローバルレベルで組織体制を変革し、人員数の最適化を図るための施策の実施に伴う費用26,872百万円を「その他の費用」に計上しています。

2. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの事業セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績の評価を行うために、定期的に検討を行う単位となっているものです。

当社グループは、従来「内視鏡事業」及び「治療機器事業」の2区分を報告セグメントとしていましたが、当連結会計年度より「消化器内視鏡ソリューション事業」及び「サージカルインターベンション事業」の2区分を報告セグメントとすることに変更しています。

当社グループは、より効率的、かつ患者さんとお客様中心の展開とするため、2025年4月1日付で事業部門の再編成を含む組織改編を実施しました。この組織改編に合わせて、報告セグメントについても従来の「内視鏡事業」、「治療機器事業」から「消化器内視鏡ソリューション事業」、「サージカルインターベンション事業」に変更しました。また、かねてより進めてきた事業ポートフォリオの選択と集中、医療事業への特化により全社共通機能の役割も変化したことから、共通費用の配賦方法を見直し、当該機能から事業部門に対して基礎研究等の費用を新たに配賦しています。

なお、今回の組織再編及び業績管理区分の見直しに伴い、従来「内視鏡」及び「治療機器」に計上していたセグメント間の売上高は同一セグメント内の取引となり、セグメント間の売上高がなくなったことから、当該項目についての開示を行っていません。

報告セグメントに属する主要な製品及びサービスは以下のとおりです。

報告セグメント	主要な製品及びサービス
消化器内視鏡ソリューション	消化器内視鏡、消化器科処置具、医療サービス
サージカルインターベンション	泌尿器科製品、呼吸器科製品、外科内視鏡、エネルギー・デバイス、耳鼻咽喉科製品、婦人科製品

(2) 報告セグメントの収益、業績及びその他の項目

報告セグメントによる収益、業績及びその他の項目は、以下のとおりです。なお、報告セグメントの会計処理の方法は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項」における記載と同一です。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	調整額 (注2,3, 4,5)	連結計算書類 計上額
	消化器内視鏡 ソリューション	サージカル インターベン ション	計			
売上高						
外部顧客への売上高	697,359	313,109	1,010,468	208	—	1,010,676
計	697,359	313,109	1,010,468	208	—	1,010,676
営業利益又は損失	136,359	△14,986	121,373	△499	△23,754	97,120
金融収益						6,171
金融費用						9,297
税引前利益						93,994
その他の項目						
持分法による投資損 益	△4,437	737	△3,700	—	—	△3,700
減価償却費及び償却 費	38,917	27,384	66,301	52	863	67,216
減損損失	5,253	5,790	11,043	—	1,042	12,085
セグメント資産	735,067	555,240	1,290,307	1,464	245,391	1,537,162
持分法で会計処理さ れている投資	377	1,020	1,397	—	—	1,397
資本的支出	61,880	29,464	91,344	—	895	92,239

(注1) その他の金額は、新規事業に関する研究開発や探索活動などの報告セグメントに含まれない事業セグメントの金額です。

(注2) 営業利益（又は損失）の調整額は、セグメント間取引消去並びに報告セグメントに帰属しない一般管理費等からなる全社収益及び全社費用です。

(注3) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産です。

(注4) 減価償却費及び償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる減価償却費及び償却費

です。

(注5) 資本的支出の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる固定資産の増加額です。

3. 社債及び借入金

(1) 社債

当連結会計年度において、社債償還及び借入金返済の原資として、第28回無担保社債15,000百万円（利率1.237%、償還期限2028年6月16日）及び第29回無担保社債15,000百万円（利率1.453%、償還期限2030年6月17日）を発行しました。また、第26回無担保社債25,000百万円（利率0.25%、償還期限2025年7月17日）を償還しています。

(2) 借入金

当連結会計年度において、事業資金及び長期運転資金として、25,000百万円（借入金利1.48%（固定）、返済期限2032年5月31日）、10,000百万円（借入金利1.55%（固定）、返済期限2035年5月31日）、15,000百万円（借入金利0.938%（固定）、返済期限2029年5月31日）及び20,000百万円（借入金利1.07%（固定）、返済期限2028年6月2日）の借入を実施しました。

4. 企業結合等関係

(暫定的な金額の修正)

2025年3月期において発生した下記の企業結合について、当連結会計年度において暫定的な金額の修正を行っています。これに伴い、連結財政状態計算書の2025年3月期末の数値の遡及的な修正を行っています。

(Sur Medical SpA社の取得)

現金を対価とする株式取得により、Sur Medical SpA社のオリンパス製品の販売事業は2025年1月14日付で当社の連結子会社となっています。

当連結会計年度において、当該企業結合における取得日現在の取得資産及び引受負債の公正価値の測定に関して、一部の取得資産及び引受負債の公正価値を修正しています。なお、当該企業結合については、当連結会計年度において取得資産、引受負債及びのれんの当初の測定が完了しています。

取得日における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値並びにのれんの金額	(単位：百万円)		
	2025年3月期末の暫定的な公正価値	その後の修正	修正後の公正価値
支払対価の公正価値			
現金	4,541	△96	4,445
合計	4,541	△96	4,445
取得資産及び引受負債の公正価値			
現金及び現金同等物	16	—	16
営業債権及びその他の債権	701	—	701
棚卸資産	513	—	513
その他の流動資産	319	24	343
有形固定資産	247	△73	174
無形資産	1,732	—	1,732
営業債務及びその他の債務	△44	△5	△49
その他の流動負債	△337	—	△337
繰延税金負債	△9	△468	△477
取得資産及び引受負債の公正価値 (純額)	3,138	△522	2,616

のれん	1,403	426	1,829
合計	4,541	△96	4,445

この修正に伴い、前連結会計年度末の連結財政状態計算書において、その他の金融資産、その他の流動資産、のれん、営業債務及びその他の債務、及び繰延税金負債が、それぞれ91百万円、24百万円、402百万円、5百万円、442百万円増加し、有形固定資産が70百万円減少しています。

(共同支配企業の形成)

当社は、2025年7月25日開催の取締役会において、医療技術分野に特化した投資会Revival Healthcare Capitalが運営するファンドであるRVLHC SE Holdings, LLC (以下「リバイバル社」)と医療機器事業に関する合併会社であるSwan EndoSurgical, Inc. (以下「Swan EndoSurgical」)を設立し、当社の連結子会社であるOlympus Corporation of the Americasを通じて同社に出資することを決議し、同日に出資を行いました。

Swan EndoSurgical社が行うエンドルミナルロボティクスの開発活動に関する意思決定は、実質的に当社とリバイバル社で行う取り決めのため、Swan EndoSurgical社を共同支配企業に分類しています。

(1) 合併会社の設立及び出資の理由

当社グループは、エンドルミナルロボットの開発が、低侵襲な内視鏡下手術の普及と医療アウトカムの向上に貢献し、より多くの患者さんの健康と幸せにつながると考えており、自社での研究開発やスタートアップへの出資など、エンドルミナルロボティクスに積極的に投資しています。

エンドルミナルロボットの実現に向けた選択肢の1つとして、当社グループは、リバイバル社と共同でSwan EndoSurgicalに出資し、エンドルミナルロボットの新たな製品を開発することを目指します。

(2) 合併会社の名称及び事業内容

名称 Swan EndoSurgical, Inc.

事業内容 エンドルミナルロボット製品の開発

(3) 合併会社への初期出資の時期

2025年7月25日

(4) 取得した持分比率及び出資価額

取得した持分比率 45%

出資価額 29.3百万米ドル

当社グループとリバイバル社は、事前に設定した複数年度のマイルストーンの達成度合いに応じて今後6年間にわたりSwan EndoSurgicalに追加の出資を行っていく予定ですが、その総額は両社合わせて最大458百万米ドル、そのうち当社グループの負担分は206百万米ドルになる可能性があります。

なお、Swan EndoSurgicalは、持分法を適用する共同支配企業に分類しています。

(5) 契約上の重要事項

本契約において当社グループは、リバイバル社の有する合併会社の持分を買い取るオプション(以下「コール・オプション」)を有し、一方でリバイバル社は、一定の事由が発生した場合にリバイバル社の

有する合併会社の持分を買い取ることを当社に強制するオプション(以下「プット・オプション」)を有します。

(6) 連結計算書類への主な影響額

共同支配企業への出資額は、4,410百万円で、共同支配企業の形成に伴う営業利益への影響額は、△1,696百万円です。なお、当該合併契約に含まれている当社グループのコール・オプションとリバイバル社のプット・オプションについては、それぞれ公正価値で測定した上で当社グループの連結財政状態計算書において資産及び負債を計上しています。また、その評価額の変動に関しては、連結損益計算書において金融損益として計上していますが、当連結会計年度においては、金融収益、金融費用としてそれぞれ3,528百万円、4,191百万円を計上しています。公正価値のレベルは3で、対象となる株式の公正価値やボラティリティ、当社グループとリバイバル社が事前に合意した一定の目標の達成確率及び割引率等のインプットを用いて算定しています。

5. 自己株式の取得及び消却

(自己株式の消却)

当社は、2025年5月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年11月28日付で自己株式の消却を行いました。この消却により自己株式は、当連結会計年度において24,630,600株減少しました。当該消却の影響として、自己株式が49,032百万円減少し（資本におけるマイナス表示額の縮小）、資本剰余金についても49,032百万円減少しています。

なお、上記消却の金額は資本剰余金の中のその他資本剰余金から減額していますが、その他資本剰余金を上回る金額については利益剰余金より減額しています。

(自己株式の処分)

当社は、2025年6月13日付及び2025年7月22日付で事後交付型譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式の処分を行いました。この処分により自己株式は、当連結会計年度において875,784株減少しました。当該処分の影響として、自己株式が2,164百万円減少しています。

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第32条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。また当連結会計年度における自己株式の取得を以下のとおり実施しました。

(1) 2025年5月13日開催の取締役会における決議内容

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 1. 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 取得しうる株式の総数 | 36,000,000株（上限） |
| 3. 株式の取得価額の総額 | 50,000百万円（上限） |
| 4. 取得期間 | 2025年7月28日～2025年10月31日 |
| 5. 取得方法 | 取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付 |

(2) 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1. 取得した株式の総数 | 27,630,600株 |
| 2. 株式の取得価額の総額 | 50,000百万円 |
| 3. 取得期間 | 2025年7月28日～2025年10月31日 |

6. CVCへの追加出資

当社グループは、当社の連結子会社のコーポレート・ベンチャー・キャピタル・ファンドである、Olympus Innovation Ventures, LLC（以下、OIV）に対する追加出資150百万米ドルを決定しました。

当社グループは、重点的な投資によるポートフォリオの強化に努めるとともに、OLYSENSE、ロボティクス技術によって内視鏡医療の未来を切り拓いていきます。また、中国の業績向上と新興国市場での成長戦略の確立と関連分野におけるタックインM&Aの推進にも注力していきます。このような機会を活用し、当社グループが成長する機会を創出するため、Olympus Innovation Ventures Fund II（以下、「OIV Fund II」）への新たな追加出資を決定しました。このファンドは、アーリーステージの企業との関係を構築し、当社グループの技術と関連性のある魅力的な起業家チームとのパートナーシップの育成を支援します。なお、本追加出資は、OIVの今後の投資機会に応じて実施するものであり、現時点でOIVからの具体的な出資額や時期は未定です。

当社グループは当初、Olympus Innovation Ventures Fund I（以下、「OIV Fund I」）を通じてOIVに対し50百万米ドルを投資しました。OIV Fund IIは、OIV Fund Iと同様に差別化された技術を持つアーリーステージの企業を探索及び特定しつつ、審査を重ねながら総額150百万米ドルを投資していく予定です。

7. 社債の発行

当社は2026年3月27日付の取締役会において、USD建普通無担保社債を発行する決議をしました。

USD建普通無担保社債

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 発行総額 | 500百万米ドル |
| 2. 払込金額 | 社債額面金額の90%以上 |
| 3. 利率 | 基準金利+最大120bp |
| 4. 発行時期 | 2026年4月1日~2027年3月31日 |
| 5. 償還期限 | 5年 |
| 6. 償還方法 | 満期一括償還 |
| 7. 資金の用途 | 社債償還及び借入金返済 |
| 8. 担保・保証の有無 | 無 |

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

（単位：百万円）

科目	2026年3月期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前利益	93,994
減価償却費及び償却費	67,216
減損損失	12,085
受取利息及び受取配当金	△2,522
支払利息	4,816
持分法による投資損益（△は益）	3,700
営業債権及びその他の債権の増減額（△は増加）	△30,460
棚卸資産の増減額（△は増加）	△10,666
営業債務及びその他の債務の増減額（△は減少）	18,521
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△498
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△735
引当金の増減額（△は減少）	6,068
その他	2,966
小計	164,485
利息の受取額	2,509
配当金の受取額	13
利息の支払額	△4,048
法人所得税の支払額	△62,374
営業活動によるキャッシュ・フロー	100,585

科目	2026年3月期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△55,558
無形資産の取得による支出	△26,865
投資有価証券の取得による支出	△5,144
条件付対価の決済による支出	△170
株式取得契約の解除に伴う回収額	3,032
その他	△2,703
投資活動によるキャッシュ・フロー	△87,408
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	70,000
リース負債の返済による支出	△19,910
長期借入金の返済による支出	△70,000
配当金の支払額	△22,556
自己株式の取得による支出	△50,002
社債の発行による収入	29,873
社債の償還による支出	△25,000
その他	△32
財務活動によるキャッシュ・フロー	△87,627
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,956
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△64,494
現金及び現金同等物の期首残高	252,532
現金及び現金同等物の期末残高	188,038

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2026年3月期 2026年3月31日現在	科目	2026年3月期 2026年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	394,944	流動負債	256,008
現金及び預金	41,091	買掛金	48,605
受取手形	3	1年内償還予定の社債	79,940
売掛金	78,778	リース債務	183
製品	39,830	未払金	19,108
仕掛品	1,793	未払費用	44,320
原材料及び貯蔵品	67,759	未払法人税等	20,366
短期貸付金	43,967	預り金	42,784
未収入金	83,830	製品保証引当金	109
その他	38,064	その他	593
貸倒引当金	△171	固定負債	161,612
固定資産	495,650	社債	55,000
有形固定資産	74,433	長期借入金	105,000
建物	40,074	リース債務	493
構築物	1,275	長期預り金	29
機械及び装置	1,590	その他	1,090
車両運搬具	4	負債合計	417,620
工具、器具及び備品	8,420	純資産の部	
土地	10,194	株主資本	473,878
リース資産	689	資本金	124,643
建設仮勘定	12,187	資本剰余金	91,063
無形固定資産	7,917	資本準備金	91,063
ソフトウェア	2,594	利益剰余金	284,802
ソフトウェア仮勘定	5,285	その他利益剰余金	284,802
施設利用権等	38	圧縮記帳積立金	872
投資その他の資産	413,300	オープンイノベーション 促進積立金	361
投資有価証券	4,255	繰越利益剰余金	283,569
関係会社株式	369,437	自己株式	△26,630
関係会社出資金	612	評価・換算差額等	△1,054
前払年金費用	20,044	その他有価証券評価差額金	199
長期未収入金	3,418	繰延ヘッジ損益	△1,253
繰延税金資産	14,525	新株予約権	150
その他	5,933	純資産合計	472,974
貸倒引当金	△4,924	負債純資産合計	890,594
資産合計	890,594		

損益計算書

(単位：百万円)

科目	2026年3月期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	406,996
売上原価	298,645
売上総利益	108,351
販売費及び一般管理費	78,138
営業利益	30,213
営業外収益	56,417
(受取利息)	515
(受取配当金)	51,082
(その他)	4,820
営業外費用	9,426
(支払利息)	1,204
(社債利息)	849
(為替差損)	187
(シンジケートローン手数料)	3
(事業構造改革費用)	4,461
(その他)	2,722
経常利益	77,204
特別利益	35,501
(移転価格税制調整金)	29,506
(受取ライセンス料)	5,995
特別損失	11,959
(減損損失)	1,201
(早期割増退職金等)	10,749
(開発中止に伴う損失)	9
税引前当期純利益	100,746
法人税、住民税及び事業税	19,364
過年度法人税等	1
法人税等調整額	△4,723
当期純利益	86,104

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
				圧縮記帳 積立金	オープンイ ノベーション 促進積立 金	繰越利益 剰余金		
2025年4月1日残高	124,643	91,063	—	91,063	900	—	269,905	270,805
当期変動額								
オープンイノベーション 促進積立金の積立						361	△361	—
剰余金の配当							△22,556	△22,556
当期純利益							86,104	86,104
自己株式の取得								
自己株式の処分			△519	△519				
自己株式の消却			△49,032	△49,032				
利益剰余金から資本 剰余金への振替			49,551	49,551			△49,551	△49,551
圧縮記帳積立金の取崩					△28		28	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△28	361	13,664	13,997
2026年3月31日残高	124,643	91,063	—	91,063	872	361	283,569	284,802

項目	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2025年4月1日残高	△27,924	458,587	181	△1,759	△1,578	196	457,205
当期変動額							
オープンイノベーション 促進積立金の積立		—					—
剰余金の配当		△22,556					△22,556
当期純利益		86,104					86,104
自己株式の取得	△50,001	△50,001					△50,001
自己株式の処分	2,263	1,744				△46	1,698
自己株式の消却	49,032	—					—
利益剰余金から資本 剰余金への振替		—					—
圧縮記帳積立金の取崩		—					—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			18	506	524		524
当期変動額合計	1,294	15,291	18	506	524	△46	15,769
2026年3月31日残高	△26,630	473,878	199	△1,253	△1,054	150	472,974

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ①満期保有目的の債券 ……………償却原価法
- ②子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- ③其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ取引により生ずる……………時価法

債権及び債務

(3) 棚卸資産 ……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) ……………定額法

- ①車両運搬具、工具及び備品 ……………法人税法に基づく耐用年数によっています。
- ②その他の有形固定資産 ……………機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) ……………定額法

法人税法に基づく耐用年数によっています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (3年から5年) によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していません。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に対して当社の保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、当社所定の基準により計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を翌期より費用処理しています。

(4) 事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、消化器内視鏡ソリューション事業、サージカルインターベンション事業の製品販売を主な事業としています。

消化器内視鏡ソリューション事業

消化器内視鏡ソリューション事業においては、消化器内視鏡、消化器科処置具などの医療機器の販売及び修理などの医療サービスを行っており、グループ会社を主な顧客としています。

消化器内視鏡ソリューション事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。製品の修理については、履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しています。これらによる収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

サージカルインターベンション事業

サージカルインターベンション事業においては、泌尿器科製品、呼吸器科製品、外科内視鏡、エネルギー・デバイス並びに耳鼻咽喉科製品及び婦人科製品などの医療機器の販売を行っており、グループ会社を主な顧客としています。

サージカルインターベンション事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費 ………支出時に全額費用として処理しています。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお為替予約が付されている外貨建売掛金及び外貨建未収入金については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段 ……為替予約取引、金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引

・ヘッジ対象 ……外貨建売掛金の予定取引、借入金、外貨建社債、外貨建社債利息、外貨建預金、外貨建未収入金

③ヘッジ方針

デリバティブに関する権限及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、並びに金利変動リスクをヘッジしています。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 84,215百万円
2. 偶発債務
 当社は、Olympus Corporation of the Americasが特定条件を満たした場合において、持分法を適用する共同支配企業に分類しているSwan EndoSurgicalに対して追加出資等の支払義務を負うこととなった際に、当該義務を保証する契約を締結しております。Swan EndoSurgicalとの取引の詳細は、連結注記表の「4.企業結合等関係（共同支配企業の形成）」に記載しております。
3. 関係会社に対する短期金銭債権 202,931百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務 109,721百万円
5. 貸倒引当金
 貸倒引当金のうち3,418百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金3,418百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求しています。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	400,818百万円
仕入高	319,062百万円
その他の営業取引	28,875百万円
営業取引以外の取引による取引高	94,284百万円

会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用、資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されており、その影響は、その見積りを見直した期間及びそれ以降の期間において認識しています。

計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりです。

1. 棚卸資産の評価
 棚卸資産は、取得原価で測定していますが、報告期間末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しています。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しています。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。当事業年度の計算書類に計上した棚卸資産の金額は109,382百万円です。
2. 固定資産の減損
 当社は、有形固定資産および無形固定資産のうち事業年度末現在で減損している可能性を示す兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し減損損失を計上しています。減損損失の認識および測定にあたり、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しています。これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。当事業年度の計算書類に計上した有形固定資産および無形固定資産の金額はそれぞれ74,433百万円、7,917百万円であり、減損損失は1,201百万円計上しています。
3. 偶発債務
 偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には開示しています。

4. 退職給付債務の測定

退職給付制度については、退職給付債務と年金資産の公正価値及び数理差異等の未認識項目の純額を負債又は資産として認識しています。

退職給付債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれています。これらの前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しています。

これら年金数理計算の前提条件は将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、退職給付債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

当事業年度の計算書類に計上した前払年金費用の金額は20,044百万円です。

5. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。

課税所得が生じる可能性の判断においては、成長率や営業利益率等の仮定を含む事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産(純額)の金額は14,525百万円であり、繰延税金負債と相殺前の金額は21,444百万円です。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,114,485,700株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 13,383,184株

当事業年度における普通株式の自己株式は、単元未満株式の買取りにより932株増加、ストックオプションの行使により47,600株減少、譲渡制限付株式報酬の株式処分により875,784株減少、自己株式の取得により27,630,600株増加、自己株式の消却により24,630,600株減少しています。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)

棚卸資産	6,187百万円
前払費用	2,160百万円
未払賞与	1,509百万円
有形固定資産	4,342百万円
無形固定資産	1,815百万円
投資有価証券	463百万円
関係会社株式	32,565百万円
貸倒引当金	1,606百万円
繰延ヘッジ損益	577百万円
その他	7,443百万円
繰延税金資産小計	58,667百万円
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△37,223百万円
繰延税金資産合計	21,444百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△56百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△396百万円
前払年金費用	△6,318百万円
その他	△149百万円
繰延税金負債合計	△6,919百万円
繰延税金資産の純額	14,525百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Olympus Corporation of the Americas	所有 直接 100.0	当社製品の販売 役員の兼任	移転価格税 制調整金 (注1)	29,506	未収 入金	29,506
				債務保証 (注2)	-	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 日米税務当局に対する事前確認に基づいた調整金です。

(注2) 当社は、Olympus Corporation of the Americasが特定条件を満たした場合において、持分法を適用する共同支配企業に分類しているSwan EndoSurgicalに対して追加出資等の支払義務を負うこととなった際に、当該義務を保証する契約を締結しております。

Swan EndoSurgicalとの取引の詳細は、連結注記表の「4. 企業結合等関係（共同支配企業の形成）」をご参照ください。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	竹内 康雄	所有 直接 0.0	当社取締役 代表執行役 会長 兼ESG Officer (注1)	金銭報酬債権の現物出資(注5)	181	-	-
役員	ボリス・シュコルニック	所有 直接 0.0	当社執行役 兼CQO	金銭報酬債権の現物出資(注5)	87	-	-
役員	フランク・ドレバロウスキー	所有 直接 0.0	当社執行役 兼Gastrointestinal Solutions (注1)	金銭報酬債権の現物出資(注5)	71	-	-
役員	小林 哲男	所有 直接 0.0	当社執行役 兼CMSO (注1)	金銭報酬債権の現物出資(注5)	53	-	-
役員	ガブリエラ・カステー ーヨ・ケイナー	所有 直接 0.0	当社執行役 兼CSO (注2)	金銭報酬債権の現物出資(注5)	52	-	-
役員	ニール・ポイデン・タ ナー	所有 直接 0.0	当社執行役 兼GGC	金銭報酬債権の現物出資(注6)	44	-	-
役員	大月 重人	所有 直接 0.0	当社執行役 兼CHRO (注1)	金銭報酬債権の現物出資(注5)	21	-	-
役員	藤田 純孝	所有 直接 0.0	当社取締役 (注3)	金銭報酬債権の現物出資(注6)	20	-	-
役員	ジョン・マンフレッド・ デ・チェペル	所有 直接 0.0	当社執行役 兼CMO	金銭報酬債権の現物出資(注6)	16	-	-
役員	倉本 聖治	所有 直接 0.0	当社執行役 兼Surgical and Interventional Solutions (注4)	金銭報酬債権の現物出資(注5)	16	-	-

(注1) 2026年3月31日付で役員を退任しており、上記は在任期間に係る当期の取引を記載しております。

(注2) 2026年4月1日付で当社執行役 CSO兼ESG Officerに就任しております。

(注3) 2025年6月26日付で役員を退任しており、上記は在任期間に係る当期の取引を記載しております。

(注4) 2026年4月1日付で当社執行役 Surgical and Interventional Solutions Division Head に就任しております。

(注5) 業績連動型株式報酬制度、事後交付型譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

(注6) 事後交付型譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	429円41銭
2. 1株当たり当期純利益	77円45銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第32条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施しました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元強化および資本効率の向上を図るため

(2) 取得に係る事項の内容

1. 取得対象株式の種類 当社普通株式
2. 取得しうる株式の総数 46,000,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 4.18%)
3. 株式の取得価額の総額 60,000百万円 (上限)
4. 取得期間 2026年5月13日～2027年3月31日
5. 取得方法 ①自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による市場買付け
②取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付け

(3) 消却に係る事項の内容

1. 消却対象株式の種類 当社普通株式
2. 消却する株式の総数 上記(2)により取得する自己株式のうち、今後株式報酬等として充当を見込む株数 (9,000,000株) を除いた全株式数
3. 消却予定日 2027年4月30日

(4) 上記取締役会決議に基づき当事業年度後に取得した自己株式

(受渡ベース)

1. 取得した株式の総数 38,948,300株
2. 株式の取得価額の総額 60,000百万円
3. 取得日 2026年5月15日

(約定ベース)

1. 取得した株式の総数 38,948,300株
2. 株式の取得価額の総額 60,000百万円

3. 取得日 2026年5月13日

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社です。

その他の注記

(組織変革及び人員最適化施策)

グローバルレベルで組織体制を変革し、人員数の最適化を図るための施策の実施に伴う費用として、4,461百万円を「事業構造改革費用」に、10,749百万円を「早期割増退職金等」に計上しています。

(移転価格税制調整金)

当社は、米国所在の子会社Olympus Corporation of the Americas及びその子会社との取引に対する移転価格について、日米税務当局に対し独立企業間価格の算定方法に関する事前確認を申請し、両税務当局との間で交わされた相互協議において合意に至っています。特別利益に計上している移転価格税制調整金は、本合意内容に基づくOlympus Corporation of the Americasとの調整金です。

(ライセンス使用許諾等に関する合意に基づく対価)

株式会社エビデントとのライセンス使用許諾等に関する合意に基づく対価として、5,995百万円を「受取ライセンス料」に計上しています。

(社債の発行)

当社は2026年3月27日付の取締役会において、USD建普通無担保社債を発行する決議をしました。

USD建普通無担保社債

1. 発行総額 500百万米ドル
2. 払込金額 社債額面金額の90%以上
3. 利率 基準金利+最大120bp
4. 発行時期 2026年4月1日～2027年3月31日
5. 償還期限 5年
6. 償還方法 満期一括償還
7. 資金の用途 社債償還および借入金返済
8. 担保・保証の有無 無

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書		2026年5月15日	
オリンパス株式会社 取締役会 御中	EY新日本有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 薄 井 誠 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 榎 本 征 範 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 今 野 光 晴		
監査意見			
当監査法人は、会社法第44条第4項の規定に基づき、オリンパス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。			
当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、オリンパス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。			
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。			
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。			
連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任			
経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。			
監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。			
連結計算書類の監査における監査人の責任			
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。			
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。			
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。			
・さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。			
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。			
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。			
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事実や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。			
・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。			
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。			
監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で定められているその他の事項について報告を行う。			
監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。			
利害関係			
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。			

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書		2026年5月15日	
オリンパス株式会社 取締役会 御中	EY新日本有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 薄 井 誠 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 榎 本 征 範 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 今 野 光 晴		
監査意見			
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリンパス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。			
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。			
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。			
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。			
計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任			
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。			
監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。			
計算書類等の監査における監査人の責任			
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。			
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。			
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。			
・さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。			
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。			
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。			
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事実や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。			
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。			
監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で定められているその他の事項について報告を行う。			
監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。			
利害関係			
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。			

以上

監 査 報 告 書

監査委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、会社の内部監査機能その他内部統制機能と連携の上、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。執行役等及び会社の内部監査機能その他内部統制機能からは子会社を含むグループ全体に関する報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容について確認いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。
- なお、2025年6月、会津オリンパス株式会社で製造された一部の医療機器に対し、米国食品医薬品局（FDA）は輸入警告（Import Alert）を公表しました。これにより当社グループは、今後の通知があるまで、指定された医療機器を米国へ輸入することができない状態にあります。2025年後半には、米国、欧州、日本の8拠点でFDA査察が実施され、警告書（Warning Letter）受領以来当社グループが進めてきたオペレーションや品質改善への取組みの進捗確認がなされました。その結果、当社グループは追加的な指摘事項への取組みを鋭意進めています。指摘事項自体は当社グループの法令違反を認定するものではありませんが、FDAによって当社グループの取組みが十分でないと判定された場合には、さらなる規制措置が講じられるおそれがあります。監査委員会としては、今後のFDAによる処分やそれに対する当社グループの対応について、引き続き注視してまいります。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

オリンパス株式会社 監査委員会

監査委員 観 恒 平

監査委員 市川 佐知子

常勤監査委員 大久保 俊彦

（注）監査委員観恒平、市川佐知子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

ご参考 オリンパスミュージアムへ行ってみよう！

当社は、祖業の顕微鏡をはじめ培ってきた光学・精密技術を基盤に最新技術を融合させながら、様々なイノベーションを実現してきました。社会に新しい価値を創造するという精神は、創業から100年を超えて、医療専門の会社となった今日まで受け継がれています。オリンパスミュージアムでは、当社が生み出してきた製品と技術の歴史を見て、触れてご体感いただけます。

●ミュージアム概要

住所：東京都八王子市石川町2951 オリンパス株式会社グローバル本社内
 開館時間：10:00～17:00（土・日・祝日・年末年始および会社休日を除く）
 入館料：無料

詳しくはWEBをご確認ください

オリンパスミュージアム：
<https://www.olympus.co.jp/technology/olympusmuseum>



●オリンパスミュージアム ご利用案内

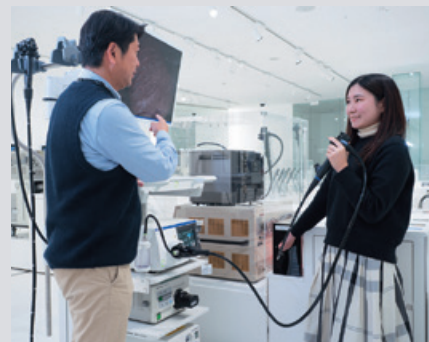
見学は予約制です。見学希望日の3営業日前までに、お電話でご予約ください。
 予約専用電話：042-642-3086（営業日の10:00～17:00受付）

消化器内視鏡の進化の歴史を知る・触れる

当社が開発した世界初の実用的な胃カメラの展示をはじめ、消化器内視鏡の進化の歴史を紹介しています。胃モデルへの内視鏡挿入体験や、内視鏡とともに使用される処置具の操作体験を通じて、医療現場を支える技術を体感いただけます。



胃カメラの分解展示

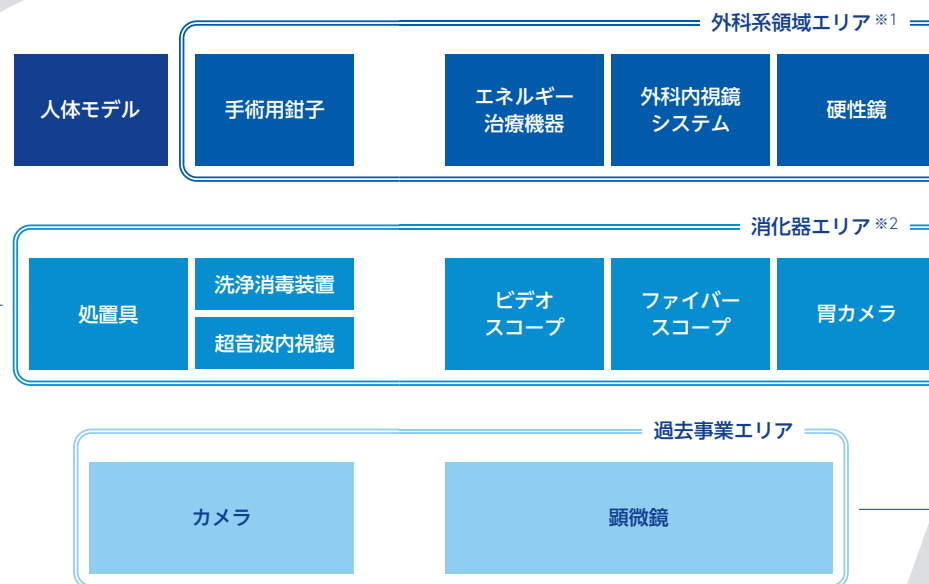


胃モデルへの内視鏡挿入体験



処置具の操作体験

MUSEUM MAP



※1. 主にサージカルインターベンション事業の歴史製品を展示しています。
 ※2. 主に消化器内視鏡ソリューション事業の歴史製品を展示しています。

外科系領域の内視鏡の技術を体験する



内視鏡外科手術用製品の操作体験

外科系領域における各診療科向けの内視鏡のほか、治療機器などを展示しています。体験コーナーでは、内視鏡外科手術に用いられる製品の操作を体験いただけます。



かつて挑んだ事業・技術の軌跡

当社が過去に取り組んだ事業の製品を展示しています。当社初の顕微鏡「旭号」や、初のカメラ「セミオリンパス I 型」等、オリンパスの挑戦の歴史をご覧ください。



「旭号」(1920年) 「セミオリンパス I 型」(1936年)

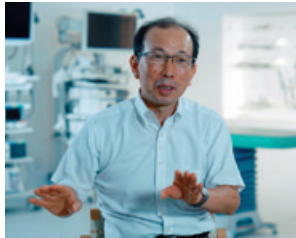
※他社に移管した事業を含みます。

ご参考 True to Life Storiesについてご紹介します！

True to Lifeは、私たちの存在意義である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」のために尽力し続けるオリンパスの企業姿勢を表したグローバルブランドメッセージです。

「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をめざすオリンパスの取り組みを紹介しています。

社員のストーリー



医療従事者たちの想いと オリンパスの技術を融合させた開発者の物語

オリンパスは世界中の医療従事者たちと連携して製品や手技開発を行い、医療水準の向上に貢献しています。その中の一つが「EBUS-TBNA」。主に肺がんのステージを調べるときに用いられ、世界的なシェアを誇る手技です。そんな「EBUS-TBNA」の開発秘話に迫ります。

ストーリーは
こちら



患者さんのストーリー



「もう一度、普通に食事を楽しみたい」 その願いをかなえた医療の力

20代後半から「水を飲むのもつらい」という食道の病気に苦しんだ高超（ガオ・チャオ）さん。30代で内視鏡による低侵襲手術を受け、以前の生活を取り戻しました。「手術後に目覚めたとき、これからは健康第一で生きていこうと決めました」と語る高さんに、その体験を聞きました。

ストーリーは
こちら



医師のストーリー

内視鏡技術の普及に向けて：ベトナムの未来を変える「TTTプログラム」

ベトナムでは、胃がんと大腸がんが発症率の高い上位5つのがんに含まれており、これらの病気の早期発見と治療が急務となっています。この課題に取り組むため、Olympus Medical Systems Vietnamは、現地の内視鏡学会や主要な病院と連携し、内視鏡技術の向上を目指した教育プログラムを支援。その様子をベトナムの医師の声と共に紹介します。



ストーリーは
こちら



ケニアと日本の懸け橋にー オリンパスが支援する内視鏡医育成プロジェクト

「内視鏡の技術を高め、患者さんへのケアの質を向上させたい」ー オリンパスは、日本の政府や医療機関と連携して、ケニアの内視鏡医の育成を支援しています。ケニアの医師とオリンパスの従業員のインタビューを通して、この活動の意義に迫ります。

ストーリーは
こちら



「もっと早く知っていれば」 大腸がんサバイバーの後悔と願い

「元氣な私が、まさかのがん。信じられませんでした」。そう振り返るのは、大腸がんなどの消化器がん向き合う女性患者のSNSコミュニティ「ピアリング・ブルー」の代表を務め、自身もYouTubeなどで闘病体験の発信を続ける佐々木香織さん。闘病のリアルと早期発見への想いを聞きました。



ストーリーは
こちら



その他たくさんの
ストーリーを
公開しています。
ぜひご覧ください。



▶ True to Life Storiesページ : <https://www.olympus.co.jp/company/truetolife/>

株主総会会場 ご案内図



会場 | 東京都新宿区西新宿6-6-2 ヒルトン東京 4階「菊の間」

交通 | JR線、小田急線、京王線 **新宿駅（西口）** より徒歩約10分
東京メトロ丸ノ内線 **西新宿駅（C8出口）** より徒歩約2分
都営大江戸線 **都庁前駅（A7出口）** より徒歩約3分

- ・総会当日、会場内の座席数の都合上、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- ・本株主総会は、当日会場にお越しいただくことなく、インターネットによる出席（バーチャル出席）の方法により、ご質問および議決権行使を行っていただくことができます。
- ・株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。